

第101回 定時株主総会 議案・事業報告等



開催
日時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時

議決権行使期限

2025年6月25日（水曜日）午後5時30分

開催
場所

ATCホール
大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

目次

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	2
第2号議案 取締役13名選任の件	3
第3号議案から第19号議案まで	23
株主からのご提案	
事業報告	37
連結計算書類	69
監査報告書	71

経営理念 Purpose & Values

存在意義 Purpose

「あたりまえ」を守り、創る
Serving and Shaping the Vital Platform for a Sustainable Society

大切にする価値観 Values

公正 × 誠実 × 共感 × 挑戦
Fairness Integrity Inclusion Innovation

私たちは、安全を守り抜くことを前提に、「公正」「誠実」「共感」「挑戦」を大切に行動します

With dedication to safety and security, we will act upon the values of Fairness, Integrity, Inclusion and Innovation

議案および参考事項

〈会社提案(第1号議案および第2号議案)〉

第1号議案および第2号議案は、会社提案であります。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は関西電力グループとして企業価値の向上を図り、株主のみなさまに対して経営の成果を適切に配分することを基本とし、財務体質の健全性を確保したうえで、安定的に配当を実施することを株主還元方針としております。この方針に基づき、剰余金の配当につきましては、2024年度の業績および2025年度以降の収支状況や、中期経営計画の進捗状況など、経営環境を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

剰余金の配当に関する事項

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金30円 総額33,447,342,690円
2. 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月27日（金曜日）

第2号議案 取締役13名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（13名）の任期が満了となりますので、指名委員会の決定に基づき、新たに取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。

社外																	社外取締役候補者			独立		独立役員候補者		
候補者番号		1	2	3	4	5	6			7	8	9	10	11	12	13								
氏名																								
		さかき げん さだ ゆき 榊 原定 征	とも の ひろし 友 野 宏	たか まつ かず こ 高 松 和 子	ない どう ふみ お 内 藤 文 雄	ま なべ せい じ 真 鍋 精 志	その ぎよし 園 潔			や はぎ のり よ 矢 萩 典 代	はら えつ こ 原 悦 子	もり のぞむ 森 望	あら き まこと 荒 木 誠	お がわ ひろ し 小 川 博 志	しま もと やす じ 島 本 恭 次	にし ざわ のぶ ひろ 西 澤 伸 浩								
		再任 社外 独立	再任 社外 独立	再任 社外 独立	再任 社外 独立	再任 社外 独立	再任 社外 独立			再任 社外 独立	新任 社外 独立	再任	再任	再任	再任	再任								
現在の地位・担当		取締役会長 指名委員会委員長 報酬委員会委員	取締役 監査委員会委員長	取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員長	取締役 監査委員会委員	取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員	取締役 指名委員会委員 監査委員会委員			取締役 報酬委員会委員	—	取締役 代表執行役社長	取締役 代表執行役副社長	取締役 代表執行役副社長	取締役 監査委員会委員 (常勤)	取締役 監査委員会委員 (常勤)								
取締役在任年数 (本総会終結時)		5 年	5 年	5 年	5 年	2 年	1 年			1 年	—	4 年	2 年	1 年	4 年	3 年								
重要な兼職数		3 社	1 社	0 社	1 社	2 社	5 社			0 社	2 社	3 社	0 社	1 社	1 社	0 社								
経営経験		✿	✿	✿		✿	✿					✿	✿		✿									
特に期待する知見・能力	法務・ガバナンス	✿	✿		✿	✿	✿				✿		✿	✿	✿	✿								
	財務・会計				✿	✿	✿									✿								
	環境・エネルギー	✿	✿	✿								✿		✿	✿									
	テクノロジー・イノベーション	✿	✿									✿	✿		✿									
	顧客・社会エンゲージメント			✿		✿	✿			✿		✿	✿											
	グローバルビジネス	✿	✿	✿			✿				✿													
	人財開発			✿		✿				✿		✿		✿										
就任予定	指名委員会	◎ (委員長)		○		○	○																	
	報酬委員会	○		◎ (委員長)		○				○														
	監査委員会		◎ (委員長)		○		○				○				○	○								

スキル・マトリックス作成の考え方

当社は、「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」を最上位概念として、お客さまや社会にとっての「『あたりまえ』を守り、創る Serving and Shaping the Vital Platform for a Sustainable Society」という存在意義のもと、安全を守り抜くことを大前提に「公正 Fairness」「誠実 Integrity」「共感 Inclusion」「挑戦 Innovation」という価値観を大切にして事業活動を行い、持続可能な社会を実現することを掲げており、「コンプライアンス」や「サステナビリティ」については、取締役全員が備えるべき視点・姿勢と位置付けています。

この理念のもと、中期経営計画の達成に向けて、特に重要となる10個のマテリアリティを特定しております。これらマテリアリティの解決・達成に向けて、経営の監督機能を適切に発揮するため、経営経験者には、経営戦略の策定やリスクマネジメント、組織運営など、総合的な知見の発揮を期待するとともに、取締役会全体として備えるべき専門的な知見・能力を下記のとおり特定いたしました。

法務・ガバナンス	公正な事業活動、持続的な企業価値向上に向けて、法令遵守状況や、コーポレートガバナンス・内部統制・リスク管理の体制構築・運用状況を監督できる知見・能力が重要であるため
財務・会計	正確な財務報告や財務健全性の維持、企業価値の向上に向けた成長投資の推進、財務戦略や資本政策等を監督できる知見・能力が重要であるため
環境・エネルギー	エネルギーをはじめとするグループ各事業において、社会情勢や政策動向等を踏まえながら、ゼロカーボンへの挑戦をはじめとする環境負荷の少ない事業推進を監督できる知見・能力が重要であるため
テクノロジー・イノベーション	当社の事業基盤を支え、新たな価値を提供していくためには、最新の技術動向を踏まえ、DX・イノベーション推進等を監督できる知見・能力が重要であるため
顧客・社会エンゲージメント	多様なステークホルダーから信頼され、共に成長・発展していくためには、広報、コミュニケーション、マーケティング、地域共生等に関する取組みを監督できる知見・能力が重要であるため
グローバルビジネス	異なる文化・商慣習に即した海外事業の展開や収益性向上、ビジネスパートナーとの良好な関係構築等を監督できる知見・能力が重要であるため
人財開発	従業員一人ひとりが、意欲や能力を最大限に発揮し、いきいきと活躍するためには、人財育成やDE&I推進、人事制度等の人財基盤の強化の取組みを監督できる知見・能力が重要であるため

取締役会の構成に関する考え方

当社は、執行と監督を明確に分離し、外部の客観的な視点を重視した実効的なガバナンス体制を構築するため、取締役の員数の過半数を独立社外取締役とし、取締役会議長および指名・報酬・監査委員会の委員長を独立社外取締役といたします。

取締役会については、当社の事業規模、事業内容、経営課題への対応、および監督機能の観点から、ジェンダー、国際性、職歴や年齢などの多様性と適正な規模の両立を図り、様々な分野の経営者や専門家として培われた豊富な経験と識見を有する独立社外取締役と、当社事業について豊富な経験と識見を有する社内取締役により、全体としてバランスのとれた構成といたします。

取締役候補者の指名を行うに当たっての方針

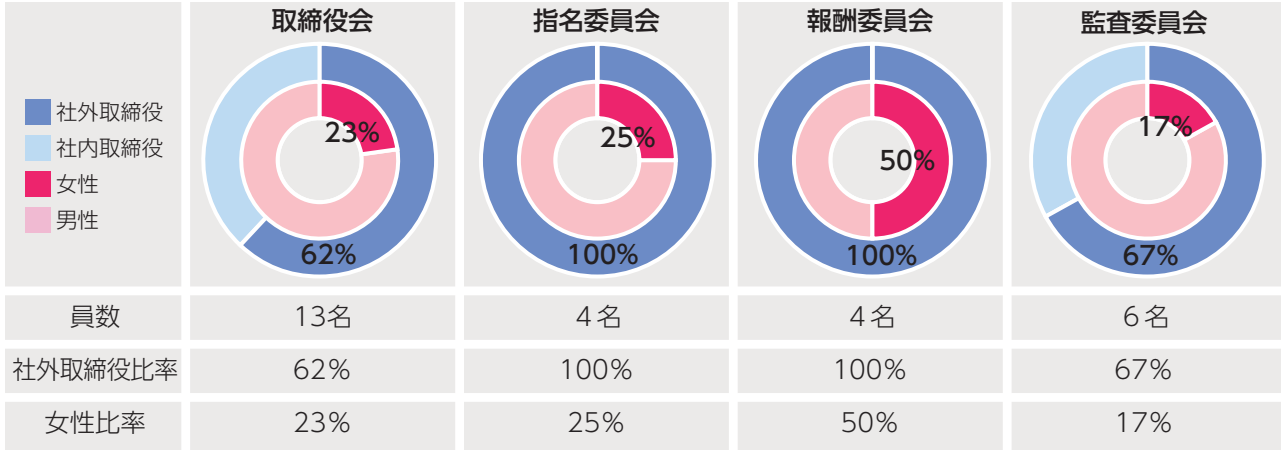
当社取締役は、「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」のもと、その全員が、コンプライアンスはもとより、サステナビリティの観点を重視し、自らの職務を執行することができる人物である必要があります。

そのうえで、取締役候補者の指名については、ジェンダー、国際性、職歴や年齢などの多様性を踏まえたうえで、適切な意思決定と実効的な監督を行う観点から、能力、経験、人格、識見などについて、当社取締役としてふさわしい人物かどうかを総合的に勘案し、指名委員会で審議し、決定いたします。その際、十分な経営経験を有するものを一定数選任することとしております。

社外取締役候補者については、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を担う観点から、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を踏まえ、指名委員会が策定した独立性基準に照らして、独立性を有していることも確認いたします。

取締役会および委員会の構成

本議案可決後の取締役会および委員会の構成は、次のとおりであります。



社外取締役の独立性基準

社外取締役が以下1～9のいずれにも該当しない場合に、独立性を有するものと判断いたします。

1	当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
2	当社の主要な取引先またはその業務執行者
3	当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
4	当社から多額の寄付・会費を受けている者またはその業務執行者
5	当社の監査法人の業務執行者
6	当社の主要株主である者またはその業務執行者、および当社が主要株主である会社の業務執行者
7	当社または当社子会社から役員を受け入れている会社の業務執行者
8	最近において、上記1～7のいずれかに該当していた者
9	次のいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の配偶者または二親等以内の親族 （1）上記1～3までに掲げる者 （2）現在または最近における当社または当社子会社の業務執行者

候補者番号

1

さかきばら さだゆき

榊原 定征

(生年月日) 1943年3月22日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

指名委員会委員長候補者

報酬委員会委員候補者

当社株式の所有数 17,800株
 当社との特別の利害関係 なし



■略歴、地位および担当

2002年 6 月 東レ株式会社 代表取締役社長
 2010年 6 月 同社 代表取締役会長
 2014年 6 月 一般社団法人日本経済団体連合会 会長
 2014年 6 月 東レ株式会社 取締役会長
 2015年 6 月 同社 相談役最高顧問
 2017年 6 月 同社 相談役
 2018年 5 月 一般社団法人日本経済団体連合会 名誉会長（現在に至る）
 2018年 6 月 東レ株式会社 特別顧問（2019年6月 退任）
 2020年 6 月 当社 取締役会長 [指名委員会委員長・報酬委員会委員]
 （現在に至る）

会議出席率

- ・取締役会
100% (14/14回)
- ・指名委員会
100% (10/10回)
- ・報酬委員会
100% (8/8回)

取締役在任年数

5年 ※本総会終結時

■重要な兼職の状況

- ・一般社団法人日本経済団体連合会 名誉会長
- ・株式会社シマノ 社外取締役
- ・一般社団法人日本野球機構 会長

●社外取締役候補者とした理由

グローバルに事業を展開する東レ株式会社の要職を歴任し、一般社団法人日本経済団体連合会会長を務めるなど、経営者として経験豊富であり、2020年6月以降、社外取締役として、当社の経営全般に対する適切な監督や有益な助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性ならびに業務改善計画を踏まえた組織風土改革や内部統制の抜本的強化等の取組みに対する監督・指導状況を踏まえ、外部の客観的な視点から、引き続き、取締役会長および取締役会議長として、取締役会のさらなる監督機能強化に向けてリーダーシップを発揮いただく必要があることから、社外取締役候補者とするものであります。

※榊原氏の2024年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項（7）当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

2

とも の ひろし
友野 宏

(生年月日) 1945年7月13日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

監査委員会委員長候補者

当社株式の所有数

なし

当社との特別の利害関係

なし



■略歴、地位および担当

2005年 6 月 住友金属工業株式会社 代表取締役社長
2012年10月 新日鐵住金株式会社 代表取締役社長兼COO
2014年 4 月 同社 代表取締役副会長
2015年 4 月 同社 取締役相談役
2015年 6 月 同社 相談役
2019年 4 月 日本製鉄株式会社 相談役（社名変更）
2020年 6 月 同社 社友（現在に至る）
2020年 6 月 当社 社外取締役【監査委員会委員長】（現在に至る）

会議出席率

- ・取締役会
100% (14/14回)
- ・監査委員会
100% (14/14回)

取締役在任年数

5年 ※本総会終結時

■重要な兼職の状況

- ・日本原燃株式会社 社外取締役

●社外取締役候補者とした理由

グローバルに事業を展開する住友金属工業株式会社および新日鐵住金株式会社（現・日本製鉄株式会社）の要職を歴任するなど、経営者として経験豊富であり、2020年6月以降、社外取締役として、幅広い経営的視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。

※友野氏の2024年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項（7）当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

3

た か ま つ か ず こ

高松 和子

(生年月日) 1951年8月27日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

指名委員会委員候補者

報酬委員会委員長候補者

当 社 株 式 の 所 有 数

なし

当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係

なし



■略歴、地位および担当

2003年 4 月 ソニーデジタルネットワークアプリケーションズ株式会社
代表取締役

2008年10月 ソニー株式会社 V P 環境推進センター長 (2012年 3 月 退職)

2013年 4 月 公益財団法人21世紀職業財団 業務執行理事兼事務局長

2020年 4 月 同財団 業務執行理事 (2020年 6 月 退任)

2020年 6 月 当社 社外取締役 [指名委員会委員]

2022年 6 月 当社 社外取締役 [指名委員会委員・報酬委員会委員長]
(現在に至る)

会議出席率

- ・取締役会
100% (14/14回)
- ・指名委員会
100% (10/10回)
- ・報酬委員会
100% (8/8回)

取締役在任年数

5 年 ※本総会終結時

●社外取締役候補者とした理由

公益財団法人21世紀職業財団の業務執行理事兼事務局長を務め、ダイバーシティに関して識見豊富であることに加え、グローバルに事業を展開するソニー株式会社（現・ソニーグループ株式会社）の要職や同社の子会社の代表取締役を歴任するなど、経営者としての経験もあり、2020年6月以降、社外取締役として、ダイバーシティ経営をはじめ幅広い視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。

※高松氏の2024年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項（7）当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

4

ないとう ふみ お

内藤 文雄

(生年月日) 1956年11月11日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

監査委員会委員候補者

当社株式の所有数

なし

当社との特別の利害関係

なし



■略歴、地位および担当

1990年 4 月 神戸大学経営学部 助教授
1997年 4 月 同大学経営学部 教授
1999年 4 月 同大学大学院経営学研究科 教授
2006年 4 月 同大学 名誉教授（現在に至る）
2006年 4 月 甲南大学経営学部 教授
2020年 6 月 当社 社外取締役【監査委員会委員】（現在に至る）
2025年 4 月 甲南大学 名誉教授（現在に至る）

会議出席率

・取締役会
100%（14／14回）
・監査委員会
100%（14／14回）

取締役在任年数

5年 ※本総会終結時

■重要な兼職の状況

・江崎グリコ株式会社 社外監査役

●社外取締役候補者とした理由

財務会計、監査業務、コーポレート・ガバナンスなどの分野における学識経験者として経験豊富であり、2020年6月以降、社外取締役として、財務会計をはじめ幅広い視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

内藤氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。

※内藤氏の2024年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項（7）当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

5

ま な べ せ い じ
真鍋 精志

(生年月日) 1953年10月21日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

指名委員会委員候補者

報酬委員会委員候補者

当 社 株 式 の 所 有 数	なし
当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係	なし



■略歴、地位および担当

2012年 5 月	西日本旅客鉄道株式会社 代表取締役社長兼執行役員
2016年 6 月	同社 取締役会長
2021年 6 月	同社 相談役（現在に至る）
2023年 6 月	当社 社外取締役 【指名委員会委員・報酬委員会委員】 （現在に至る）

会議出席率

- ・取締役会
100% (14/14回)
- ・指名委員会
100% (10/10回)
- ・報酬委員会
100% (8/8回)

取締役在任年数

2年 ※本総会終結時

■重要な兼職の状況

- ・西日本旅客鉄道株式会社 相談役
- ・公益社団法人関西経済連合会 副会長

●社外取締役候補者とした理由

鉄道事業を中心に、多角的に事業を展開する西日本旅客鉄道株式会社において要職を歴任し、社会インフラを担う企業の経営者として経験豊富であり、同社における財務部門や労務部門等、多岐にわたる業務経験に基づく幅広い経営的視点から、2023年6月以降、社外取締役として、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。

※真鍋氏の2024年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項（7）当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

6

その きよし
園 潔

(生年月日) 1953年4月18日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

指名委員会委員候補者

監査委員会委員候補者

当社株式の所有数 なし
当社との特別の利害関係 なし



■略歴、地位および担当

2014年 5月 株式会社三菱東京UFJ銀行 取締役副会長
2014年 6月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役会長
2015年 6月 同社 取締役代表執行役会長
2017年 6月 株式会社三菱東京UFJ銀行 取締役副会長執行役員
2018年 4月 株式会社三菱UFJ銀行 取締役副会長執行役員（行名変更）
2019年 4月 同行 取締役会長
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役執行役常務
2019年 6月 同社 常務執行役員（2021年4月 退任）
2021年 4月 株式会社三菱UFJ銀行 特別顧問（現在に至る）
2024年 6月 当社 社外取締役 [指名委員会委員・監査委員会委員]
（現在に至る）

会議出席率

・取締役会
100% (12/12回)
・指名委員会
100% (8/8回)
・監査委員会
100% (11/11回)

取締役在任年数

1年 ※本総会終結時

■重要な兼職の状況

- ・株式会社三菱UFJ銀行 特別顧問
- ・讀賣テレビ放送株式会社 社外取締役
- ・損害保険ジャパン株式会社 社外取締役 [監査等委員]
- ・日東電工株式会社 社外監査役
- ・公益社団法人関西経済連合会 副会長

●社外取締役候補者とした理由

グローバルに金融サービスに係る事業を展開する三菱UFJフィナンシャル・グループにおいて要職を歴任するなど、経営者として経験豊富であり、同グループにおける営業部門やコンプライアンス部門、監査部門等、多岐にわたる業務経験に基づく幅広い経営的視点から、2024年6月以降、社外取締役として、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。

※園氏の2024年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項（7）当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

7

やはぎ のりよ
矢萩 典代

(生年月日) 1959年12月18日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

報酬委員会委員候補者

当社株式の所有数

なし

当社との特別の利害関係

なし



■略歴、地位および担当

2018年 4 月 丸紅株式会社 市場業務部 部長補佐 (2020年 3 月 退職)
2020年 4 月 兵庫県三田市 広報・交流政策監 (2023年 3 月 退職)
2023年 3 月 一般社団法人万博サクヤヒメ会議 理事 (現在に至る)
2024年 6 月 当社 社外取締役 [報酬委員会委員] (現在に至る)

会議出席率

・取締役会
100% (12/12回)
・報酬委員会
100% (7/7回)

取締役在任年数

1年 ※本総会終結時

●社外取締役候補者とした理由

総合商社における経験を経て、兵庫県三田市広報・交流政策監を務めるなど、地域との共生や、様々なステークホルダーとのコミュニケーションの経験・識見が豊富であり、現在は、一般社団法人万博サクヤヒメ会議の理事として、女性活躍推進や大阪・関西の魅力発信などに積極的に取り組んでおり、2024年6月以降、社外取締役として、幅広い視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

矢萩氏は、過去に当社の社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的かつ多様な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。

※矢萩氏の2024年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項 (7) 当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

8

はら えつ こ
原 悦子

(生年月日) 1974年10月18日

社外取締役候補者

新任

独立役員候補者

監査委員会委員候補者

当社株式の所有数
当社との特別の利害関係

なし
なし



■略歴、地位および担当

2001年10月 弁護士登録（現在に至る）
2007年 4 月 ニューヨーク州弁護士登録（現在に至る）
2011年 1 月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー
2021年 1 月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
パートナー（事務所名変更）（現在に至る）

■重要な兼職の状況

・アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 パートナー
・ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社 社外取締役

●社外取締役候補者とした理由

弁護士としてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業でパートナーを務めるなど、企業法務の分野を中心に豊富な経験と高い識見を有しており、また、他の会社の社外取締役にも就任するなど、経営監督の経験もあり、コンプライアンスをはじめ幅広い視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただけるものと考えております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

原氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を担っていただけるものと期待し、新たに社外取締役候補者とするものであります。

候補者番号

9

もり

森

のぞむ

望

(生年月日) 1962年6月6日

再任

当 社 株 式 の 所 有 数 7,750株
 当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係 なし



■略歴、地位および担当

1988年 4 月 当社入社
 2018年 6 月 当社 執行役員電力需給・取引推進室長
 2019年 7 月 当社 執行役員エネルギー需給本部副本部長、
 需給企画・電力取引部門統括
 2019年10月 当社 常務執行役員再生可能エネルギー事業本部長、
 地域エネルギー本部長
 2020年 6 月 当社 執行役常務
 2021年 6 月 当社 取締役代表執行役副社長
 2022年 6 月 当社 取締役代表執行役社長（現在に至る）

会議出席率

・取締役会
 100% (14/14回)

■重要な兼職の状況

- ・日本原子力発電株式会社 取締役
- ・テレビ大阪株式会社 社外取締役
- ・公益社団法人関西経済連合会 副会長

●取締役候補者とした理由

主に送配電部門における豊富な業務経験を有し、2019年10月に常務執行役員に就任以降、再生可能エネルギー事業本部長、地域エネルギー本部長、水素事業戦略室担当等を務め、これらの分野における幅広い識見を備えるとともに、2021年6月以降、取締役代表執行役副社長として、2022年6月以降、取締役代表執行役社長として当社グループの経営を担い、「関西電力グループ中期経営計画（2021-2025）」に掲げた取組みをグループ一丸となって進める等、経営全般においてリーダーシップを発揮し、当社グループの価値増大に貢献しております。

また、業務改善計画を踏まえた組織風土改革や内部統制の抜本的強化、グループの中長期的成長に向けた資本・財務戦略等の重要な経営課題に係る議論をリードし、有益な意見を述べるなど、適切な経営監督を行い、取締役会の実効性向上に貢献しております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営の監督を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者とするものであります。

候補者番号

10

あら き

荒木

(生年月日) 1963年2月15日

まこと

誠

再任

当 社 株 式 の 所 有 数 9,700株
当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係 なし



■略歴、地位および担当

1987年 4 月 当社入社
2016年 6 月 当社 執行役員 I T 戦略室長
2017年 6 月 当社 執行役員
株式会社ケイ・オブティコム 代表取締役副社長執行役員
2018年 6 月 当社 執行役員
株式会社ケイ・オブティコム 代表取締役社長
2019年 4 月 当社 執行役員
株式会社オプテージ 代表取締役社長（社名変更）
（2021年 6 月 退任）
2021年 6 月 当社 執行役常務
2023年 6 月 当社 取締役代表執行役副社長（現在に至る）
〔現在の担当〕
コーポレート業務全般、組織風土改革室担当、
水素事業戦略室担当、データセンター事業推進室担当、
I T 戦略室担当、C I S O（※）、経営監査室担当
※最高情報セキュリティ責任者

会議出席率

・取締役会
100%（14／14回）

●取締役候補者とした理由

主に I T 部門における豊富な業務経験、子会社社長を務めた経験を有し、2021年 6 月に執行役常務に就任以降、コンプライアンス推進室担当、経営企画室担当、水素事業戦略室担当、I T 戦略室担当、データセンター事業推進室担当等を務め、これらの分野における幅広い識見を備えるとともに、2023 年 6 月以降、取締役代表執行役副社長として当社グループの経営を担っております。

また、業務改善計画を踏まえた組織風土改革や、I T ガバナンスの強化、内部監査機能の強化等の内部統制の抜本的強化に係る議論をリードし、有益な意見を述べるなど、適切な経営監督を行い、取締役会の実効性向上に貢献しております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営の監督を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者とするものであります。

候補者番号

11

お が わ ひ ろ し

小川 博志

(生年月日) 1965年7月4日

再任

当 社 株 式 の 所 有 数 1,716株
当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係 なし

■略歴、地位および担当

1988年 4 月 当社入社
2020年 6 月 当社 執行役員エネルギー・環境企画室長
2022年 6 月 当社 執行役常務
2024年 6 月 当社 取締役代表執行役副社長（現在に至る）
〔現在の担当〕
エネルギー事業全般、中間貯蔵推進担当、
エネルギー・環境企画室担当、
原子燃料サイクル室担当（サイクル事業）、立地室担当

会議出席率

・取締役会
100% (12/12回)

■重要な兼職の状況

・日本原燃株式会社 社外取締役

●取締役候補者とした理由

人事部門や企画部門に加え、事業者の立場から電力市場の制度設計に深く関わるなど、エネルギー事業に関する豊富な業務経験を有し、2022年6月に執行役常務に就任以降、エネルギー・環境企画室担当、原子燃料サイクル室担当（サイクル事業）等を務め、これらの分野における幅広い識見を備えるとともに、2024年6月以降、取締役代表執行役副社長として当社グループの経営を担っております。

また、生物多様性に関する取組み等のサステナビリティ経営や、「関西電力グループ ゼロカーボンビジョン2050」およびエネルギー関連の政策動向を踏まえた電源戦略等に係る議論をリードし、有益な意見を述べるなど、適切な経営監督を行い、取締役会の実効性向上に貢献しております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営の監督を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者とするものであります。

候補者番号

12

しまもと やす じ

島本 恭次

(生年月日) 1958年9月8日

再任

監査委員会委員候補者

当 社 株 式 の 所 有 数 21,502株
当社との特別の利害関係 なし



■略歴、地位および担当

1983年 4 月 当社入社
2014年 6 月 当社 執行役員火力事業本部副事業本部長、
火力運営部門統括、原子力事業本部副事業本部長
2016年 6 月 当社 常務執行役員火力事業本部長
2017年 6 月 当社 取締役常務執行役員
2020年 6 月 当社 執行役常務
2021年 6 月 当社 取締役〔監査委員会委員〕（現在に至る）

会議出席率

・取締役会
100% (14/14回)
・監査委員会
100% (14/14回)

■重要な兼職の状況

・関西電力送配電株式会社 監査役

●取締役候補者とした理由

主に火力部門における豊富な業務経験を有し、2016年6月に常務執行役員に就任以降、火力事業本部長、研究開発室担当を務め、これらの分野における幅広い識見を備えるとともに、2020年6月には執行役常務に就任しております。2021年6月以降は、取締役として経営監督を行い、また、常勤の監査委員会委員として監査を担っております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営の監督を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者とするものであります。

候補者番号

13

にしざわ のぶひろ

西澤 伸浩

(生年月日) 1959年8月2日

再任

監査委員会委員候補者

当社株式の所有数 33,400株

当社との特別の利害関係 なし



■略歴、地位および担当

1982年 4 月 当社入社
2016年 6 月 当社 執行役員経理室長
2019年 6 月 当社 常務執行役員調達本部長、
原子燃料サイクル室担当（サイクル事業）、経理室担当
2020年 6 月 当社 執行役常務
2022年 6 月 当社 取締役代表執行役副社長
2023年 6 月 当社 取締役〔監査委員会委員〕（現在に至る）

会議出席率

- ・取締役会
100% (14/14回)
- ・監査委員会
100% (14/14回)

●取締役候補者とした理由

主に経理部門における豊富な業務経験を有し、2019年6月に常務執行役員に就任以降、原子燃料サイクル室担当（サイクル事業）、経理室担当、調達本部長等を務め、これらの分野における幅広い識見を備えるとともに、2020年6月には執行役常務に、2022年6月には取締役代表執行役副社長に就任し、当社グループの経営を担っております。2023年6月以降は、取締役として経営監督を行い、また、常勤の監査委員会委員として監査を担っております。

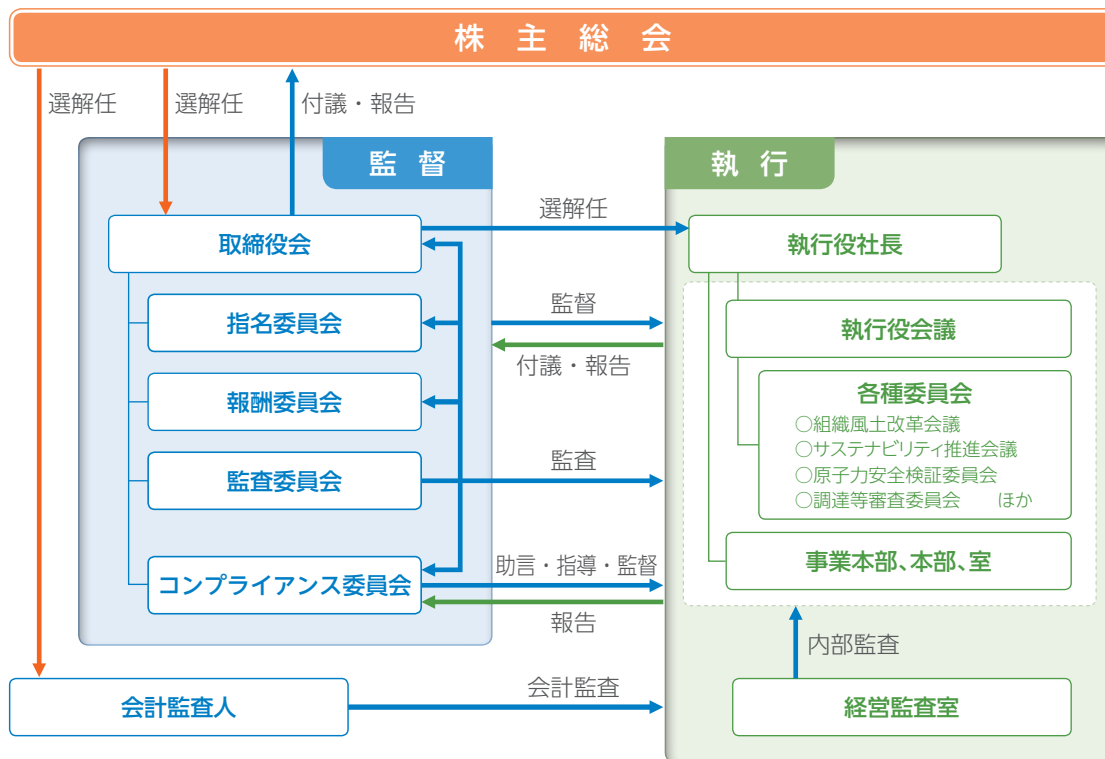
これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営の監督を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者とするものであります。

- (注) 1. 当社は、全ての社外取締役候補者を、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出ております。
2. 社外取締役候補者が現在業務執行者である、または過去に業務執行者であった法人の中には、当社との間に電力供給の取引がある法人が含まれますが、その年間取引額は、いずれも当社の連結売上高の1%未満であります。
3. 友野氏は、当社の特定関係事業者である日本原燃株式会社の社外取締役であります。
4. 当社の社外取締役である榊原定征、友野宏、高松和子、内藤文雄、真鍋精志、園潔および矢萩典代の各氏は、取締役会および所属する委員会等において、日頃からコンプライアンスの徹底やガバナンス強化の視点に立った提言を行うとともに、下記の法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行に対し、再発防止に向けた提言のほか、組織風土改革や内部統制強化などの一連の改革の達成状況について、取締役会の特別監督として、外部の客観的な視点から徹底的に議論・検証し、各種施策のさらなる実効性向上に向けた提言を行うなど、その職責を果たしております。
- ・新電力顧客情報の不適切な取扱いによる電気事業法違反等について
2022年12月、関西電力送配電株式会社が管理していた当社以外の小売電気事業者のお客さまの情報を当社社員が閲覧し活用していたことが判明し、2023年5月に業務改善計画を経済産業省に提出し、グループ全体で業務改善計画に掲げる諸施策を着実に進めております。
 - ・特別高圧電力および高圧電力の取引に関する独占禁止法違反について
当社は、2023年3月、特別高圧電力および高圧電力の取引に関する公正取引委員会による調査の結果、不当な取引制限を禁止する独占禁止法第3条に違反する行為を行っていたと認定され、2023年8月に業務改善計画を経済産業省に提出し、グループ全体で業務改善計画に掲げる諸施策を着実に進めております。
 - ・柱上変圧器における不適切事案について
関西電力送配電株式会社において、過去に柱上変圧器におけるPCBの不適切な取扱いがあったことが判明しました。当社コンプライアンス委員会による調査を実施し、当社は、本年1月に同委員会から調査結果と再発防止策の提言を受けました。
 - ・株式会社KANSOテクノスにおける不適切事案について
株式会社KANSOテクノスにおいて、国等から受託した業務の精算報告に関する不適切な取扱いが判明し、社外弁護士による調査を実施のうえで、当社は、本年4月に調査結果と再発防止策の提言を受けました。
5. 榊原定征氏が株式会社ニトリホールディングスの社外取締役として在任中に、同社グループの店舗において販売された一部の珪藻土製品について法令の基準を超える石綿が含まれていることが判明し、同社は自主回収を行いました。同氏は、平素から法令遵守およびコンプライアンス経営の視点に立った提言を適宜行うとともに、当該事実の判明後においては再発防止のための提言を行うなど、その職責を果たしております。
- 園潔氏が損害保険ジャパン株式会社の社外監査役（2024年4月1日以降は社外取締役（監査等委員））として在任中に、同社において、以下の事案が発生しました。同氏は、平素からコンプライアンス問題に関する取組みについて、提言を適宜行うとともに、これらの事案の判明後においては再発防止のための提言を行うなど、その職責を果たしております。
- ・保険契約の保険料調整行為に関し、損害保険ジャパン株式会社は、金融庁からの業務改善命令ならびに公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。
 - ・中古車販売会社による自動車保険金不正請求に係る損害保険ジャパン株式会社による不適切な対応事案に関し、同社は、金融庁から業務改善命令を受けました。
 - ・損害保険ジャパン株式会社と保険代理店との間で発生した保険契約情報の不適切な管理に係る事案に関し、損害保険ジャパン株式会社は、金融庁から業務改善命令を受けました。
- 園潔氏が取締役を務めていた株式会社三菱UFJ銀行は、同行が属するMUFGグループの証券会社等との間の不適切な顧客情報共有、法人関係情報の管理態勢不備および銀行に認められていない有価証券関連業の実施に関して、金融庁から業務改善命令を受けました。
6. 当社は、社外取締役候補者である榊原定征、友野宏、高松和子、内藤文雄、真鍋精志、園潔および矢萩典代の各氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額とする契約を締結しており、本議案において各氏の選任が可決された場合、当該契約を継続する予定であります。また、本議案において原悦子氏の選任が可決された場合、同氏と新たに当該契約を締結する予定であります。
7. 当社は、取締役候補者である榊原定征、友野宏、高松和子、内藤文雄、真鍋精志、園潔、矢萩典代、森望、荒木誠、小川博志、島本恭次および西澤伸浩の各氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該契約では、同項第1号の費用について、法令の定める範囲内において補償することとしており、同項第2号に定める損失については、補償の対象外としております。本議案において各氏の選任が可決された場合、当該契約を継続する予定であります。また、本議案において原悦子氏の選任が可決された場合、同氏と新たに当該契約を締結する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によりてん補することとしております。各取締役候補者が取締役就任に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

当社のコーポレート・ガバナンス体制

当社は、株主総会から経営の負託を受けた取締役会のもとに、執行役員会議および各種委員会を置き、業務の執行を適正に行うとともに、取締役会等を通じて取締役および執行役の職務執行を監督しております。当社のコーポレート・ガバナンスにおいては、経営の透明性・客観性を高めることを目的に、2020年6月から執行と監督を明確に分離した「指名委員会等設置会社」の機関設計を採用しています。



取締役会および各委員会の活動状況ならびに取締役会等の実効性評価結果につきましては、事業報告「3 会社役員に関する事項 (5) 取締役会および各委員会の活動状況 および (6) 当事業年度の取締役会等の実効性評価結果」に記載しております。

〈株主(20名)からのご提案(第3号議案から第8号議案まで)〉

第3号議案から第8号議案までは、株主(20名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(20名)の議決権の数は、371個であります。

第3号議案 定款一部変更の件 原子力発電事業からの撤退および着実・安全な廃炉、廃棄物管理等

▼提案の内容

当社の定款に以下の「C S Rに基づく事業運営」の章を新設する。

第8章 C S Rに基づく事業運営

(原子力発電事業からの撤退および着実・安全な廃炉、廃棄物管理等)

第40条 本会社の社会的責任を果たすため、当社は原子力発電事業から撤退し、将来世代の負担を最小化できるよう、廃炉、廃棄物の管理・保管・処分等に取り組む。

▼提案の理由

「第7次エネルギー基本計画」等ビジョンを巡る政府の審議の中でR A B (Regulated Asset Base)、原子力事業を総括原価方式に戻し、建設費用を託送料金から調達できる制度が議論されている。これは、融資企業からすれば、リスクが大きく、採算性が乏しいため、投融資が得にくいからである。近年の発電原価上昇、競争力低下の他、使用済核燃料の再処理、最終処分場確保、高速増殖炉によるプルトニウム増殖利用などが、ことごとく行き詰まり、プルトニウム蓄積と核兵器への転用問題への危惧される。特に日本で多い地震等による事故の際には、上限の見えない賠償コストを負うこととなり、訴訟による停止のリスクもある。また、有事には、原子力関連施設が軍事目標となるリスクも顕在化している。これら、多くのコスト・リスクが将来世代に転嫁される。

世代間の不均衡を減らし、社会と共存できる持続可能な事業運営を図るため、本議案を提案する。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、資源に乏しい我が国において、S + 3 E、すなわち、安全確保を大前提として、エネルギーの安定供給、経済性および環境性の同時達成の観点で優れている原子力発電が果たす役割は大変大きいと考えており、第7次エネルギー基本計画においても、原子力は優れた安定供給性、技術自給率を有し、他電源と遜色ないコスト水準で変動も少なく、一定出力で安定的に発電可能な脱炭素電源と整理されていると認識しております。

当社としては、責任あるエネルギー事業者として安定供給を果たすとともに、ゼロカーボン化に向けた取組みを進めていく必要があると考えており、確立した脱炭素技術である原子力について安全確保を大前提に最大限活用する方針です。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

第4号議案 定款一部変更の件 事業およびサプライ・チェーン、投資・出資の脱炭素化

▼提案の内容

当社の定款に以下の「C S Rに基づく事業運営」の章を新設する。

第8章 C S Rに基づく事業運営

(事業およびサプライ・チェーン、投資・出資の脱炭素化)

第41条 本会社の社会的責任を果たすため、気候変動に関わる科学的知見、国際合意および歴史的排出責任を踏まえ、本会社の事業およびサプライ・チェーンにわたる脱炭素化を計画的に進める。投資・出資においても、計画段階から気候変動との関連を優先する。

▼提案の理由

現在の世界のCO₂排出が続けば、後約6年で地球平均気温の上昇は1.5℃を超え（50%の確率）、「パリ協定」の目標が達成できなくなる。（グローバル・カーボン・プロジェクト、"Global Carbon Budget 2023"）。

一方、当社の「ゼロカーボンロードマップ」（2024年4月改定版）では、実現性・有効性が疑わしい、火力発電における水素・アンモニアの利用、炭素回収利用貯留技術の開発に頼っている。排出係数の大きい石炭火力発電の廃止には、触れていないことも問題である。技術開発は重要であるが、商用化が間に合わないリスクを考慮し、再生可能エネルギーや省エネなど、熟度の高い技術による着実な脱炭素化を優先するべきである。

気候変動は、集中豪雨、大型台風等による被害の拡大に加えて、電力等インフラへのリスク、対策コストの上昇により社会・将来世代に損失をもたらし、企業価値の毀損、株主利益の損失にもつながる。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、ゼロカーボン社会の実現に向けて、「関西電力グループ ゼロカーボンビジョン2050」およびその実現への道筋を定めた「関西電力グループ ゼロカーボンロードマップ」でお示ししているとおり、発電事業をはじめとする事業活動に伴うCO₂排出を2050年までに全体としてゼロとすることとしております。

資源に乏しい我が国において、安定供給を維持しながら脱炭素化を進めていくためには、エネルギーの多様性確保が必要です。当社は、再生可能エネルギーの主力電源化、火力のゼロカーボン化および確立した脱炭素技術である原子力発電の安全確保を大前提とした最大限活用に取り組んでいます。石炭火力発電についても、安定供給と経済性の両立の観点から活用しており、将来の電力需要や国の政策動向等を踏まえて適切に対応していくとともに、今後の技術動向も考慮しながら、現実的に最適な脱炭素施策を検討してまいります。

また、お客さまや社会のみならずとともに電化や省エネ等を進めることで社会全体のCO₂排出量を削減してまいります。

なお、ロードマップで掲げた投資をはじめ、各セグメントの成長につながる投資については、気候変動への対応の観点のみならず、収益性等を総合的に判断し、実施してまいります。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

第5号議案 定款一部変更の件 情報開示、対話の質の評価・改善の仕組みづくり

▼提案の内容

当社の定款に以下の「C S Rに基づく事業運営」の章を新設する。

第8章 C S Rに基づく事業運営

（情報開示、対話の質の評価・改善の仕組みづくり）

第42条 本会社の社会的責任を果たすための対話の基礎として、情報開示を進める。利害関係者の関心・意見を把握し、対話の質を評価・改善する仕組みをつくる。

▼提案の理由

当社の「統合報告書2024」では、「ステークホルダーとの双方向コミュニケーションの深化」を重要課題に掲げつつも、具体的な目標、実施状況は示されていない。

株主総会でさえも、株主の発言時間には一律に制限を課しながら、役員の答弁への再質問ができない。議長は質問者が納得したかを確認しない。質問の意図に応えない、不誠実な答弁が目立つなど、情報共有、対話が十分できていない。

また、柱上変圧器のPCB残留の約20年間の隠蔽、それを認識した経緯に関する虚偽報告について、コンプライアンス委員会から「無理な解釈を重ねて正当化、世間のルールから乖離した行動に走るのは、過去の不祥事でも見

られた関電グループの特徴的な組織行動様式だ」と指摘されている。

外部の視点を欠き、内輪の論理が優越するのは、情報開示、対話が成熟していないためである。当社の信頼を回復するためにも、本議案を提案する。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、適正な情報開示および対話を重要と考えており、「関西電力グループ行動憲章」において、「適正な情報開示・管理と対話」を定めております。様々なステークホルダーのみなさまとの直接対話をはじめ、マスメディア・ホームページ・SNSなどの様々な媒体を通じた積極的かつ適時適切な情報発信や社会のみなさまとのコミュニケーションにより、説明責任を果たし、「透明性の高い開かれた事業活動」の実現に努めております。

なお、株主総会の運営については、法令・定款の定めに従い、適法かつ適切に実施しております。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

第6号議案 定款一部変更の件 頑健な設備・事業体制、人材の育成・定着、技術の開発・継承

▼提案の内容

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

第8章 CSRに基づく事業運営

(頑健な設備・事業体制、人材の育成・定着、技術の開発・継承)

第43条 本会社の社会的責任を果たすための技術的・組織的基礎として、災害等に対して頑健な設備・事業体制づくり、人材の育成・定着と技術の開発・継承を進める。

▼提案の理由

成果型賃金体系の中で従業員の努力・仕事が正しく評価されているかに納得感がないこと、報われないという不満、会社と自身の将来に対する不安が、やりがい・モチベーションの低下を引き起こしている。さらに、コンプライアンス推進を言いながら不祥事が絶えない役員、管理職のモラルの低さも影響している。不合理なコスト削減は、協力会社の工事力、災害対応力を損ねている。また、業務外注化で技術の継承がより困難になっている。繁忙感の高まりは、労組大会でも議論となり、特に原子力職場では、ヒューマンエラーの課題や、技術継承が問題となっている。

60歳以降、給与が低下することが問題視されてきたが、定年を延長するだけでは不満・不安は解消しない。

また、障害者にも差別的待遇があり、十分に従業員の才能等を活用できていない。

これらが是正されなければ、優秀な人材を失い、業務遂行・サービスに支障をきたし社会の信頼を得ることも困難になる。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、安全の確保を前提としたレジリエントな事業基盤の強化、人材育成・確保の強化および技術・技能の継承・向上が重要と考えており、設備の保全に万全を期し、安全・安定供給を全うするための設備・体制の構築に取り組んでおります。

また、中期経営計画に掲げる人材基盤の強化に向け、全世代にわたって、従業員一人ひとりが、挑戦意欲や成長意欲を持っていきいきと働くことができる環境および労働条件の整備をねらいとして、2025年度からは、社員の定年を65歳まで引き上げるとともに、「今の挑戦」をより重視する制度への見直しや、魅力的な挑戦機会を提供する仕組みを導入しております。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

第7号議案 定款一部変更の件 職場におけるジェンダー平等の実現、性差別の解消

▼提案の内容

当社の定款に以下の「ＣＳＲに基づく事業運営」の章を新設する。

第8章 ＣＳＲに基づく事業運営

(職場におけるジェンダー平等の実現、性差別の解消)

第44条 本会社の社会的責任を果たすため、本会社は「職場のジェンダー平等」実現を目指し、賃金や管理職における男女比など性差別解消およびＬＧＢＴなど性的少数者への差別解消、持続可能な開発目標実現について、関連会社を含め目標となる指標を定め、その施策改善に努める。

▼提案の理由

当社でもＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）における「ジェンダー平等の実現」とも関連した重要課題として、「ダイバーシティの推進と安全で働きやすい職場環境の構築」が挙げられている。2030年度末までに女性役職者比率6.3%を目標としており、近年の比率も示されているが、男性との格差が開示されていない問題がある。また、諸調査によれば日本における女性の管理職比率、役員比率はＯＥＣＤ諸国の中でも低い傾向にあり、目標の引き上げが求められる。

女性の昇格が遅い傾向があり、先の株主総会で選任された取締役は、2023年同様、13名の内、女性は3名に留まっている。技術職における女性比率が低いことも課題であるが、技術分野で働く女性の姿を規範や手本として伝える必要がある。ＬＧＢＴを含め固定的な性の枠組みの押し付けを無くし、個人の特性を活かした柔軟な働き方を実現していくことが、少子化が進む中で企業価値を高めることにもなる。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「関西電力グループ ダイバーシティ＆インクルージョン推進方針」に基づき、事業活動に関わる誰もが安心して働き、能力を最大限発揮できる働き方の実現および職場風土の醸成を推進しており、評価や査定および役職登用等、あらゆる制度・仕組みにおいて、性別、年齢、国籍、障がい等の属性やライフスタイル、キャリアにかかわらず、機会を均等化しております。

特に、女性従業員のさらなる活躍という観点では、「2030年度末までに女性役職者比率および女性管理職比率を2018年度の3倍以上とする」という目標に向けて、積極的に役職登用を行っていることに加えて、2025年度から「事務系採用における女性比率を50%程度とする」という新たな目標を設定していることから、男女間の役職者比率や管理職比率、賃金差異は縮小していくものと考えております。

また、全従業員向けにＬＧＢＴＱに関する基礎知識等を記載したサポートブックの配布や、社内外の相談窓口の設置、ＳＯＧＩハラスメント防止に向けた各職場でのディスカッション等の実施を通じて、性自認や性的指向等にかかわらず、誰もが能力を最大限発揮できる働き方の実現と職場風土の醸成に取り組んでおります。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

第8号議案 定款一部変更の件 議事録の正確な記載、一般への開示

▼提案の内容

「第3章 株主総会」第19条を以下のとおり変更する。

(議事録の正確な記載、一般への開示)

第19条 株主総会における議事の経過及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に正確に記載し一般に広く開示する。

▼提案の理由

株主総会は会社の最高意思決定機関である。その議事録の意義は、法的義務を果たすだけでなく、株主総会の内容をより充実させる事にある。意思決定（議決）に至るまでの審議内容や経営に関わる対話内容が、株主総会に参加できなかった全ての株主、一般にも伝わり、その後の対話を発展させていくための貴重な資料でもある。

近年の議事録は読みやすく改善され、特に役員の答弁については詳細に記載しているが、質問者の発言は具体的に記載されていないため、質問者の意図に対して正しく答えたのかどうか分からない。より正確な記録を求める。

議事録を一般に開示することによって、株主・役員が共に外部の視点を意識し、緊張感を持つことで、株主総会を充実させる事ができる。これは健全な株主総会運営と社会の信頼を得ることにもつながる。しかし、現状では、株主にとっても議事録の入手・閲覧は煩雑な手続きを要する。従って、議事録の一般への公開を求める。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、法令に従い、議事の経過の要領およびその結果を記載した株主総会議事録を適正に作成し、備え置いております。

したがいまして、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

〈株主(84名)からのご提案(第9号議案から第16号議案まで)〉

第9号議案から第16号議案までは、株主(84名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(84名)の議決権の数は、721個であります。

第9号議案 取締役解任の件 取締役 榊原 定征

▼提案の内容

以下の取締役を解任する。

取締役 榊原 定征

▼提案の理由

榊原会長は3.11福島原発事故の後、避難解除の目処も立たない時期から「原発の早期再稼働をエネルギー基本計画に明確に反映する」ことを繰り返し求めてきた。経団連会長時代には、電力会社と定期的な懇談会を開き「原発再稼働は経済界最大の関心事」と発言、エネルギー基本政策を審議する調査会の会長も務め、強力に原発推進をしてきた。昨年4月には原発の新規増設やリプレースについて「当社のような会社が先頭を切る必要がある」と発言した。

再生可能エネルギーの価格が下がる中、政府の試算でも原発の発電コストは高くなっている。すでに老朽原発の安全対策費に建設費以上のお金を投資した。建設費だけでも1兆円はかかるといわれる新型炉への巨額の投資は、原発建設当初から国民に負担させる枠組みも検討されている。原発は経済的合理性がない電源である。二度と福島原発事故のようなことを起こしてはならないと肝に銘じ、原発への投資はやめるべきだ。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社の取締役候補者選定に当たっては、独立社外取締役のみで構成する指名委員会において、取締役会全体の多様性を踏まえ、個々の能力、経験、人格、識見などを総合的に考慮し、当社取締役としてふさわしい人物であるか審議し決定しております。

解任の対象とされている取締役は、豊富な経営経験と高い識見に基づき、取締役会長および取締役会議長として、議事運営を主導し議論を活性化させるとともに、エネルギー事業をはじめとする経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行っております。

したがって、解任すべき事由はありません。

第10号議案 取締役解任の件 取締役 森 望

▼提案の内容

以下の取締役を解任する。

取締役 森 望

▼提案の理由

当社は、今年2月福井県に使用済燃料対策ロードマップを提示した。一昨年10月に提示したロードマップが六ヶ所再処理工場の操業延期により1年経たずに破綻し、見直したものだ。老朽原発の運転停止の不退転の決意で見直したとされるが、27回も操業延期を繰り返した六ヶ所再処理工場が、計画どおりに2027年度に操業開始し徐々にフル運転に至るので、再処理工場へ搬出できるとするのは到底実現できない。宮下青森県知事でさえ「新しい工程を示されても、ただちには信頼できない環境だ。楽観的な原燃独自の見解としか受け止められない」と述べている。

そもそもロードマップは、使用済核燃料の中間貯蔵施設の立地点を福井県外で確定させるという福井県との約束を、当社が何度も守れなかったことで提出したものだ。何度も何度も約束破りを繰り返し、また実効性のないロードマップを提出して福井県民を裏切り続けている責任は重大だ。社長は解任に値する。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社の取締役候補者選定に当たっては、独立社外取締役のみで構成する指名委員会において、取締役会全体の多様性を踏まえ、個々の能力、経験、人格、識見などを総合的に考慮し、当社取締役としてふさわしい人物であるか審議し決定しております。

解任の対象とされている取締役は、「関西電力グループ経営理念」のもと、中期経営計画に掲げた取組みを先頭に立って進めるとともに、適切な経営監督を行っております。

また、使用済燃料対策をはじめとする様々な経営課題について、全力を傾注して取り組み、取締役として忠実にその職務を遂行しております。

したがって、解任すべき事由はありません。

第11号議案 取締役解任の件 取締役 田中 素子

▼提案の内容

以下の取締役を解任する。

取締役 田中 素子

▼提案の理由

昨年の株主総会で同様の提案に対して、当社取締役会から「経験に基づきコンプライアンスなど経営全般に対する適切な監督や助言を遂行しており適任である」との回答を頂いた。

しかし、当社の全社員アンケートでは、経営層の改革の取り組みに対する評価が22年度は72.1%だったものが、23年度は68.0%と明らかに低下している。これまで長く大阪地検OBを取締役として起用してきたことへの批判を受け、今度は元神戸地検検事正を社外取締役として起用したことが社員にとって期待を裏切るものだったからではないか。不都合な真実の隠蔽に検察が加担することを期待し、検察OBを取締役に起用し続けてきた経営層の姿勢に変化が見られないことへの失望の現れが、この評価の4%の低下ではないか。田中取締役の解任を求める。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社の取締役候補者選定に当たっては、独立社外取締役のみで構成する指名委員会において、取締役会全体の多様性を踏まえ、個々の能力、経験、人格、識見などを総合的に考慮し、当社取締役としてふさわしい人物であるか審議し決定しております。

解任の対象とされている取締役について、提案の理由に記載されているような事実はなく、法曹や経営監督などの豊富な経験に基づき、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行っております。

したがって、解任すべき事由はありません。

第12号議案 定款一部変更の件 原子力防災担当特任執行役の新設

▼提案の内容

「第6章 執行役」第33条を以下のとおり変更する。

(執行役の選任)

第33条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。但し、うち一人は原子力防災担当特任執行役とする。

▼提案の理由

東日本大震災、昨年の能登地震は現行の原発避難計画が無効であることを証明した。しかし原発稼働に慎重にならざるどころか、国は原発延命路線をひた走っている。2つの経験から何を学んだのか。詳細に検証したのか。自治体と

当社の間で何が共有できたのか疑問だ。かつての安全神話の時代に戻ってはいないか。

東電株主代表訴訟の「役員に13兆円の損害賠償請求」の判決を他人事のように考えていないか。原発を経営の柱にすることに責任と恐怖を感じないか。

原発運営担当の執行役はいるのに原発防災担当はいない。アクセルばかりでブレーキのない組織は危険だ。権限を持って最新の知見を収集し、関係諸団体と密接に連絡を取り、時には当社の事故対応にも厳しい目を向け、避難計画の改善に全責任を負う、そのような役員が必要だ。今後使用済燃料（とりわけMOX）の処分など未経験の工程もある。社内での議論を活性化し、最良の結論を出すための役割を担うべきだ。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、法令および定款に従い、取締役会の決議によって執行役を選任しております。原子力防災については、原子力事業の運営全般を統括する執行役と、当社全体の防災を統括する執行役が連携して対応しております。

事故時には、社長をトップとした全社を挙げての事故制圧体制を整えており、毎年の原子力防災訓練においては、円滑な事故対応や、発電所に対する外部からの支援ができることを検証するとともに、訓練結果を踏まえた課題に取り組むことで、継続的に事故対応能力の向上に努めております。

また、自治体が策定する避難計画に基づき実施される住民避難訓練にも参加し、要員の派遣や資機材の貸与など協力を行っております。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

第13号議案 定款一部変更の件 執行役の報酬個別開示と業績報告の義務

▼提案の内容

当社の定款に以下の条文を追加する。

第6章 執行役

（執行役の報酬開示）

第36条の2 執行役の報酬および業績を個別に開示する。

▼提案の理由

昨年12月、第7次エネルギー基本計画が発表された。福島原発事故以来、原発を「可能な限り低減する」としてきた基本計画が、原発復活に立ち戻った。反対する意見が多く寄せられたにもかかわらず、今年2月に閣議決定された。このような国の方針転換に、当社は翻弄されてきた。再生可能エネルギーにシフトせず原発を推進していくことは、老朽原発の安全対策費、使用済燃料の中間貯蔵費用、その仮置き場の費用、高レベル廃棄物処分と予測のつかない膨大な費用を抱えることを意味する。当社は4兆円の有利子負債があり、原発はお荷物になってくるだろう。これは健全な会社だろうか。

執行役は会社を健全に事業運営する責任がある。社会的な企業、法令遵守、リスク管理など全てに執行役は責任がある。再生可能エネルギーの担当やコンプライアンス担当、経営企画担当など各執行役は業績報告を行い、報酬を個別開示することを求める。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、法令に従い、執行役の基本報酬・業績連動報酬・株式報酬の区分ごとの総額および対象となる執行役の員数、ならびに報酬委員会が定める報酬等の決定に関する方針を開示しております。これにより報酬等の決定についての客観性・透明性は確保されております。執行役は、忠実にその業務を執行しており、取締役会は、その状況について随時報告を受け、適切に監督を行っております。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

第14号議案 定款一部変更の件 原子力発電に頼らないゼロカーボン実現の脱原発推進委員会設置

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第9章 脱原発推進委員会

(原子力発電に頼らないゼロカーボン実現の脱原発推進委員会設置)

第45条 当社は原子力発電に頼らず、ゼロカーボンを実現するため、脱原発推進委員会を設置する。

▼提案の理由

第7次エネルギー基本計画で、今後の主力電源と位置付けられているのは再生可能エネルギー（再エネ）である。2040年までの目標「40%から50%」を実現するためには、全面的な再エネへの投資が必要であり、原発に投資している場合ではない。IEA（国際エネルギー機関）が示している通り、既存の原発のランニングコストは新規の再エネのコストと同レベルに達しており、年々原発は再エネと比べコスト面で不利になっている。当社の再エネ（水力、太陽光、風力、地熱、バイオマス）の割合は1割が現状（2023年度実績）である。たとえ、原発の新設が実現したとしても、原発の割合を大きく増やせる見込みはない。もし原発の依存度を維持するなら、再生可能エネルギーの主力電源化は実現できない。原発は必要とする変革の足かせとなっている。健全な経営の為にも速やかに「脱原発」に切り替え、再生可能エネルギーの目標を達成する選択をするべきだ。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、ゼロカーボン社会の実現に向けて、「関西電力グループ ゼロカーボンビジョン2050」およびその実現への道筋を定めた「関西電力グループ ゼロカーボンロードマップ」でお示ししているとおり、再生可能エネルギーの主力電源化、火力のゼロカーボン化および確立した脱炭素技術である原子力発電の安全確保を大前提とした最大限活用などにより、発電事業をはじめとする事業活動に伴うCO₂排出を2050年までに全体としてゼロとすることとしております。

なお、第7次エネルギー基本計画では、今後増加が見込まれる電力需要を踏まえ、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指す方向性が示されたうえで、原子力については、エネルギー安全保障に寄与する脱炭素電源として、再生可能エネルギーとともに最大限活用する方針が示されております。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

第15号議案 定款一部変更の件 原子力規制委員会の審査において不許可となった原発の契約の破棄

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第10章 他社原子力発電購入契約

(原子力規制委員会の審査において不許可となった原発の契約の破棄)

第46条 当社は原子力規制委員会の審査において不許可となった原子力発電所に関する契約を破棄し、資金面においても技術面においても支援は行わない。

第47条 当社は他社原子力発電所に対して、購入した電力量に応じて料金を支払う。

▼提案の理由

11月13日、原子力規制委員会は日本原電敦賀発電所2号機（敦賀2号）の申請に不許可の決定を出した。

当社は2011年から長期停止中の敦賀2号に料金を払い続けている。今回、不許可の決定が出た後も、日本原電は再度申請を出すとしていて、当社も「引き続き必要な支援を行う」姿勢を変えない。審査が不許可となった理由は、敦賀2号の下に活動性の否定できない断層があるからだ。福島原発事故や昨年正月の能登地震の被害をみても、直下に活断層のある原発はただちに廃炉にすべきだ。

当社は、過去の電気料金値上げ申請時、長期停止中の敦賀2号に料金を支払い続ける理由を「自社電源同様」と説明した。自社電源同様であるなら、すみやかに廃炉を決定するべきだ。再申請のための調査を続ける日本原電に対し、料金や債務保証などで支援を続けることを、株主として認めることはできない。敦賀2号に関する日本原電との契約の破棄を求める。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、資源に乏しい我が国において、S+3E、すなわち、安全確保を大前提として、エネルギーの安定供給、経済性および環境性の同時達成の観点で優れている原子力発電の果たす役割は大変大きいと考えており、日本原電敦賀2号機は貴重な既設原子力発電所であると認識しております。日本原電が設置変更許可の再申請、稼働に向けて取り組んでいること、原子力規制委員会からも再申請は可能であるとの見解が示されていることから、引き続き必要な支援を行ってまいります。

また、敦賀2号機が不稼働の間に生じる、発電所を安全に維持管理するための必要不可欠な費用等については、受電会社として応分の負担をすることとしております。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

第16号議案 定款一部変更の件 再処理の禁止

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第11章 プルトニウムを取り出さない

（再処理の禁止）

第48条 当社は使用済核燃料からプルトニウムを取り出すことをしない。

第49条 英国にある当社所有のプルトニウムはイギリスで固化して処分する。

第50条 仏国にある当社所有のプルトニウムはMOX燃料に加工しない。使用済MOX燃料の再処理は行わない。

▼提案の理由

六ヶ所再処理工場は1993年に着工、32年経ったが、まだ竣工できていない。

電気事業連合会（電事連）は、2004年1月に、2006年から40年間の「原子燃料サイクルバックエンドの総事業費」を18兆8000億円と試算した。当時の経産省の役人たちは「19兆円の請求書一止まらない核燃料サイクル」という内部文書で全量再処理がコスト高であることを指摘、再処理政策の転換を求めたが、全量再処理方針を変えることはできなかった。2004年1月当時の電事連会長は藤洋作当社社長だった。この時点で方針転換できなかったことへの当社の責任は大きい。

21年後の現在、総事業費は22兆円を超える見通しで、今後も増える可能性が高い。

宮下青森県知事は昨年8月、27回目の完工延期発表に「今までできなくて、これからなぜできるのかわからな

い」 と疑問を呈している。核燃料サイクルは完全に破綻している。再処理の禁止を提案する。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、核燃料サイクルの推進に関する基本的方針に基づき、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し回収されるプルトニウム等を有効利用することは重要と考えており、国内外に保有するプルトニウムを確実に消費できるよう、最大限取り組んでまいります。

当社は、日本原燃に対して、六ヶ所再処理工場の確実な竣工に向けて人員派遣等を行うとともに、再処理事業に係る総事業費の低減に向けて継続的な効率化努力を促すなど、引き続き必要な支援を行ってまいります。

したがいまして、ご提案の内容を定款に定めることは適當ではないと考えます。

〈株主(1名)からのご提案(第17号議案)〉

第17号議案は、株主(1名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(1名)の議決権の数は、682,868個であります。

第17号議案 定款一部変更の件 ゼロカーボン社会の実現への貢献

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第12章 持続可能な社会の実現への貢献

(ゼロカーボン社会の実現への貢献)

第51条 本会社は、ゼロカーボン社会の実現に貢献するため、多様かつゼロカーボンの実現につながるエネルギーの導入及び新技術の開発を推進する。

2 原子力発電については、次の各号の要件をすべて満たせる見通しが立たない限り、必要最低限の稼働とし、新增設は行わない。

- (1) 天災・武力攻撃を含む論理的に想定されるあらゆる事象についての万全の安全対策
- (2) 原子力発電所の事故発生時における賠償責任が本会社の負担能力を超えない制度の創設
- (3) 使用済燃料の最終処分方法の確立

▼提案の理由

ゼロカーボン社会の実現に向けて、革新的な新技術の開発を行いながら、再生可能エネルギーや同エネルギーから製造する水素の飛躍的な導入など多様かつゼロカーボンの実現につながるエネルギーの導入を進めるべきである。

原発については、ひとたび過酷事故が発生すると広範囲での回復不可能かつ甚大な被害が想定され、株主利益の著しい棄損のみならず、将来に過大な負担を残す恐れがある。また、原発が戦闘行為の対象となるリスクも顕在化した。さらには、使用済燃料の中間貯蔵施設の候補地が未だ決まらず、最終処分方法も確立されていない。現在も増え続けている使用済燃料について処理の見通しが立たないまま、原発の稼働や新增設を行い、ツケを将来世代に回すことは、断じて許されることなく、これらの課題を早急に解決すべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、ゼロカーボン電源の開発やエネルギーソリューションを中心とした様々なサービスの開発・提供を通じて、エネルギーの安定供給と脱炭素化に貢献したいと考えております。そのために、再生可能エネルギーの主力電源化、確立した脱炭素技術である原子力の安全確保を大前提とした最大限活用、火力のゼロカーボン化に向けた脱炭素技術の開発・導入等の積極的な取組みを通じて、S + 3 E、すなわち、安全確保を大前提に、エネルギーの安定供給、経済性および環境性の同時達成を念頭に置いた最適な電源構成を目指してまいります。

原子力発電の安全性については、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、安全を多段的に確保する深層防護の観点から、対策の強化を実施するとともに、国の定める規制基準への確実な対応に留まらず、自主的・継続的に安全性向上に努めてまいります。

原子力発電所の事故による賠償については、原子力損害賠償法および原子力損害賠償・廃炉等支援機構法等に基づいて、事業者間の相互扶助や国の支援が可能となる仕組みが導入されております。

使用済燃料の再処理工程から発生する高レベル放射性廃棄物の最終処分については、国のエネルギー基本計画において、国が前面に立って取り組むという方針が示されております。2017年7月に公表された科学的特性マップにて、地層処分の可能性のある地域は我が国に広く存在することが確認され、一部地域では文献調査が実施されております。当社は、国および事業の実施主体である原子力発電環境整備機構と、引き続き連携してまいります。

したがいまして、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

〈株主(1名)からのご提案(第18号議案および第19号議案)〉

第18号議案および第19号議案は、株主(1名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(1名)の議決権の数は、41,925個であります。

第18号議案 定款一部変更の件 原発に依存しない持続可能で安心安全な電力供給体制の構築

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第12章 持続可能な社会の実現への貢献

(原発に依存しない持続可能で安心安全な電力供給体制の構築)

第52条 本会社は、原子力発電に依存しない持続可能で安心安全な電力供給体制の早期構築を目指す。

2 前項の規定による電力供給体制が構築されるまでの間において、電力の安定供給のために必要な範囲で原子力発電所を運転する場合は、安全性の確保と地域の住民の理解を得た上で行うものとする。

▼提案の理由

原子力発電に依存しない持続可能で安心安全な電力供給体制を早期に構築していく必要があり、原発を脱炭素社会実現のための最善の選択肢と捉えることなく、再生可能エネルギーなどの多様なエネルギー源の導入を促進し、電力の供給力向上や安定供給、電気料金の安定化を図ることが重要である。

また、原子力発電に依存しない持続可能で安心安全な電力供給体制が構築されるまでの間に既設原発を稼働する場合は、必要な範囲に留めるとともに、更なる安全性の確保と地域住民の理解を得た上で行うべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、エネルギーの安定供給と脱炭素化をあわせて進めることが重要であると考えております。今後、増加が見込まれる電力需要に対して、安定供給を維持しながら脱炭素化を進めていくためには、再生可能エネルギーの主力電源化、火力のゼロカーボン化および確立した脱炭素技術である原子力発電の安全確保を大前提とした最大限活用が不可欠であると考えており、これらの積極的な取組み等を通じて、S+3E、すなわち、安全確保を大前提に、エネルギーの安定供給、経済性および環境性の同時達成を念頭に置いた最適な電源構成を目指してまいります。

また、原子力発電所の運転に当たっては、国の定める規制基準への確実な対応に留まらず、自主的・継続的に安全性向上に努めており、今後も、原子力の重要性や安全性について広く社会のみなさまにご理解を賜わる活動に全力を尽くしてまいります。

したがいまして、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

第19号議案 定款一部変更の件 ゼロカーボン社会の実現

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第12章 持続可能な社会の実現への貢献

(ゼロカーボン社会の実現)

第53条 本会社は、事業活動に伴うCO₂排出を2050年までに全体としてゼロとするため、再生可能エネルギーや同エネルギーから製造する水素の活用など、多様かつゼロカーボンの実現につながるエネルギー源を積極的に導入し、再生可能エネルギーの主力電源化を推進することにより、低廉で安定した電力供給の役割を担い、社会のゼロカーボン化に貢献する。

- 2 当社は、地域と連携し、需要家の再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化等に資する事業を推進することにより、電力需要側のCO₂排出削減に取り組み、社会のゼロカーボン化に貢献する。

▼提案の理由

高い公益性・公共性を有する電力会社として、経済・社会のゼロカーボン化や持続的発展に貢献する脱炭素経営に取り組むことは不可欠である。

再生可能エネルギーや同エネルギーから製造する水素など、多様かつゼロカーボンの実現につながるエネルギー源を積極的に導入し、再生可能エネルギーの主力電源化を推進するとともに、地域と連携し、需要家の再生可能エネルギーの導入や省エネ化等に資する事業を推進することにより、再生可能エネルギーを主力とした低廉で安定した電力需給体制を構築することが重要である。

これらを経営の根幹に据え、長期にわたり揺るぎなく取り組むとの決意を表明し、定款に位置づけるべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、ゼロカーボン社会の実現に向けて、「関西電力グループ ゼロカーボンビジョン2050」およびその実現への道筋を定めた「関西電力グループ ゼロカーボンロードマップ」でお示ししているとおり、発電事業をはじめとする事業活動に伴うCO₂排出を2050年までに全体としてゼロとすることとしております。

そのために、ロードマップに基づき、再生可能エネルギーの主力電源化、確立した脱炭素技術である原子力の安全確保を大前提とした最大限活用、火力のゼロカーボン化、ゼロカーボン水素の活用等の積極的な取組みを通じて、S+3E、すなわち、安全確保を大前提に、エネルギーの安定供給、経済性および環境性の同時達成を念頭に置いた最適な電源構成を目指してまいります。

また、現在も再生可能エネルギーの導入支援や省エネ・電化等、多様なソリューションの提案・提供により、お客さまや社会のみならずとともに省コスト化や脱炭素化を進めているところです。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当社グループは、2024年、長期的な方向性を見据えながら、中期経営計画の今後2ヵ年の内容をアップデートし、計画に掲げた取組みを強力に推進してまいりました。

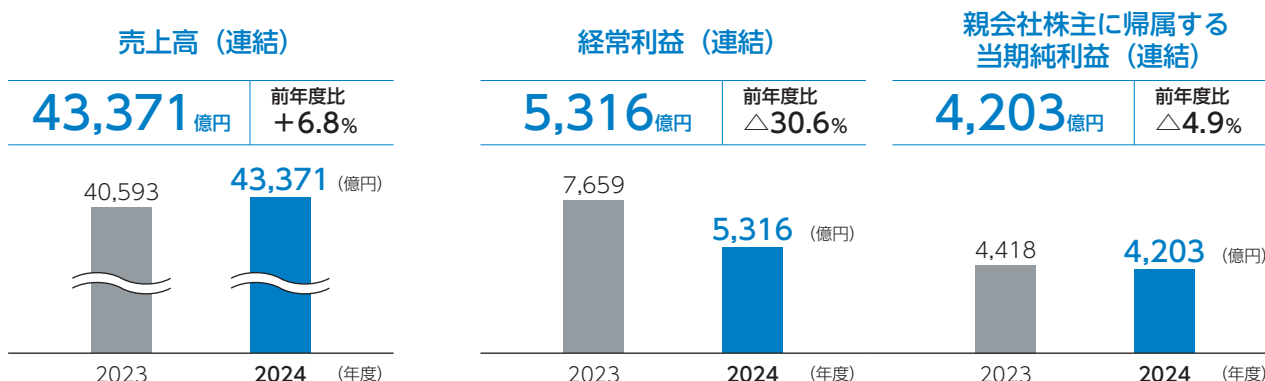
当年度の連結収支の状況については、収入面では、販売電力料が増加したことなどから、売上高（営業収益）は4兆3,371億円となりました。これに営業外収益を加えた経常収益合計は前年度を2,981億円上回り、4兆4,544億円となりました。

支出面では、他社購入電力料が増加したことなどから、経常費用合計は3兆9,227億円と、前年度に比べて5,323億円の増加となりました。この結果、経常利益は5,316億円となりました。

また、英国で配電事業を行うエレクトリシティ・ノース・ウエスト社の株式の一部を売却したことに伴い、614億円を特別利益に計上いたしました。

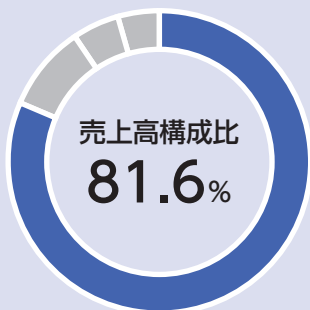
この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は4,203億円となりました。

当年度の期末配当については、株主還元方針のもと、1株当たり30円といたしたいと存じます。



(事業別の状況)

エネルギー事業



売上高 35,407億円

前年度比 +6.1%

33,356

35,407(億円)

2023

2024 (年度)

経常利益 4,113億円

前年度比 △29.6%

5,838

4,113(億円)

2023

2024 (年度)



美浜発電所

業績

総販売電力量（小売販売電力量と他社販売電力量の合計）は1,560億kWhと前年度に比べて15.8%増加しました。

ガス販売量（家庭用分野と法人用分野の合計）は、167万トンとなり、概ね前年度並みとなりました。

収入面では、販売電力料が増加したことなどから、売上高は3兆5,407億円と、前年度に比べて2,050億円の増収となりました。支出面では、他社購入電力料が増加したことなどから、経常費用は増加しました。この結果、経常利益は4,113億円と、前年度に比べて1,725億円の減益となりました。

当年度の取組み

原子力発電事業については、美浜発電所、高浜発電所および大飯発電所の7基全てのプラントが運転を継続しております。

原子力プラントの高経年化対策については、法律に基づいた技術評価を実施し、安全性を確認したうえで運転を行っております。また、2023年6月に改正された関連法令に基づき見直しが行われた安全規制や運転期間に関する制度に対しても、適切に対応を進めております。

今後とも、原子力プラントの安全・安定運転および安全性・信頼性のより一層の向上に取り組んでまいります。

再生可能エネルギーに関して、水力発電事業については、設備更新によって最大出力を増加させた新丸山発電所が営業運転を開始し、また、奥多々良木発電所3、4号機では長期脱炭素電源オークションを活用した設備更新を進めてまいりました。

洋上風力発電事業については、昨年12月に山形県遊佐町沖での洋上風力発電事業者公募において事業者を選定されたほか、新たに北海道松前沖、檜山地方沖および島牧沖において、地域のみなさまや関係行政機関からのご意見を賜わりつつ、環境保全に十分配慮しながら事業実施の可能性を検討してまいりました。

また、昨年5月には国内の太陽光発電事業を投資対象としたファンドを設立するなど、太陽光発電によるコーポレートPPA（電力購入契約）の一層の拡大に取り組んでいるほか、昨年12月からは紀の川蓄電所の運転を開始するなど、電力需給の安定化や再生可能エネルギーの導入加速に貢献しております。加えて、系統用蓄電池をはじめとした分散型リソースの運用については、E-Flow合同会社^{※1}がAIを活用したシステムを通じ、卸電力取引市場、需給調整市場および容量市場^{※2}において最適な市場取引を行っております。

国外においては、スペインの大手電力会社イベルドロージャ社から株式を取得し、ドイツにおけるヴィンダンカー洋上風力発電事業へ参画いたしました。加えて、再生可能エネルギー事業におけるリーディングカンパニーである同社と戦略的協業に関する覚書を締結し、グローバルな事業拡大の取組みを始めております。

一方で、英国の配電会社エレクトリシティ・ノース・ウエスト社の株式の一部売却により売却益を獲得するなど、ポートフォリオの組替えも機動的に進めております。

火力発電事業については、南港発電所1～3号機の長期脱炭素電源オークションを活用した設備更新が決定し、本年3月をもって既存設備を廃止いたしました。高経年化が進んでいる姫路第一発電所は、最新の高出率コンバインドサイクル機への設備更新の検討を開始いたしました。

また、水素の利活用として、姫路第二発電所での水素混焼発電実証の取組みを進め、当年度は、水素混焼発電に必要な設備の設計・製作、据付および試運転を行い、大阪・関西万博期間中の実証試験開始に向けて、着実に準備を進めてまいりました。

※1 2023年4月設立。VPP事業、系統用蓄電池事業、再エネアグリゲーション事業の3事業に重点を置き、2030年度までに全国で分散型エネルギーリソースの市場取引量250万kW、売上高300億円を目指しております。

※2 卸電力取引市場：発電事業者と小売電気事業者が電力量（kWh）を取引する市場。

需給調整市場：一般送配電事業者が周波数調整や需給調整を行うための調整力（ΔkW）を効率的に調達・運用する市場。

容量市場：将来にわたる日本全体の供給力（kW）を効率的に確保する市場。

ご家庭のお客さまへのサービスについては、従来のオール電化住宅向けなどのメニューに加え、省エネ給湯機エコキュートのリース料金と一定量までの電気料金がセットになったサブスクリプション（定額）メニュー「はぴeセット」を推進いたしました。さらに、昨年4月には蓄電池のリース料金と一定量までの電気料金がセットになった「はぴeセット ストレジ」の提供を開始し、サービスラインナップを拡充いたしました。また、当社の電気とガスをセットにして提案活動を展開し、年度末時点での関電ガスの契約件数は約163万件となりました。

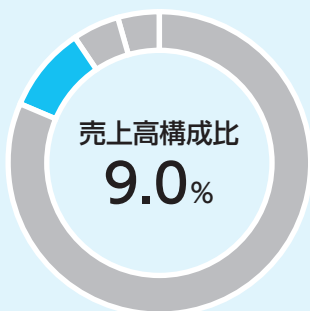
法人のお客さまへのサービスについては、脱炭素の計画策定から具体策の実行までをトータルサポートする「ゼロカーボンパッケージ」において、より一層サービス内容の充実を図ってまいりました。具体的には、太陽光発電オンサイトサービス^{※3}、コーポレートPPA、分散型エネルギーリソースの最適制御等を行うエネルギーマネジメントシステムである「SenaSon」、法人のお客さま等が所有する車のEV化を支援する「カンモビパッケージ」のサービス拡充に取り組みました。また、タイ、ベトナムに加え、昨年11月には新たにインドネシアに現地法人を設立し、東南アジアを中心に海外進出する日系企業の工場に対して、最適なエネルギーシステムの構築・運用に関するソリューション提案を通じて、省エネ・省コスト・省CO₂などの多様なニーズにお応えする取組みを推進しております。

中核会社の株式会社関電エネルギーソリューションにおいては、全国300を超える地点でユーティリティサービスを提供しており、病院やデータセンター等の大型案件への注力、首都圏活動の強化など、事業拡大に努めてまいりました。また、本年3月には、大規模なお客さま設備の運転制御を、当社が遠隔で代行し最適運用する「おまかSave-Pro」をリリースするなど、サービスの高度化にも取り組んでおります。

※3 お客さまの建物の屋根などに、当社が太陽光発電設備を設置、所有したうえで、設置後の運用・メンテナンスまでをワンストップで行うもので、初期投資ゼロで太陽光発電による電気をご使用いただけるサービス。

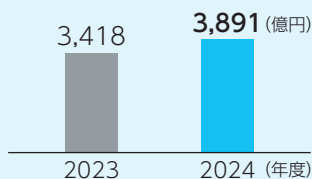
(事業別の状況)

送配電事業



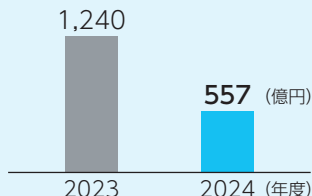
売上高 3,891 億円

前年度比 +13.8%



経常利益 557 億円

前年度比 △55.0%



信貴八尾線

業績

収入面では、エリア需要の増加などにより、託送収益が増加したことなどから、売上高は3,891億円と、前年度に比べて472億円の増収となりました。支出面では、需給調整取引に伴う費用や修繕費が増加したことなどから、経常費用は増加しました。この結果、経常利益は557億円と、前年度に比べて682億円の減益となりました。

当年度の取組み

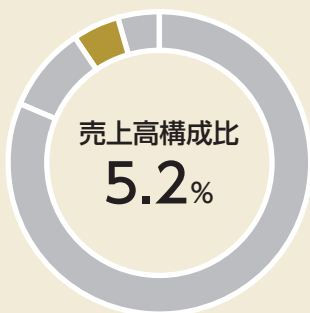
関西電力送配電株式会社では、高経年化設備の計画的更新やネットワークの次世代化を着実に推進し、電力の安全・安定供給に取り組んでまいりました。また、託送事業の進化・変革に向けた取組方針として、「Future Initiatives」を策定いたしました。

託送事業については、2023年4月から導入された託送料金制度のもと、効率化等におけるトップランナーとなるべく、DXの活用等によって、さらなるコスト構造改革の推進とカイゼンを通じた生産性向上にも取り組んでまいりました。また、需給収支の構造的な課題に対しては、調整力調達費用の低減に向けた取組みを進めてまいりました。

託送事業以外では、当社設備を活用した事業領域の拡大を図ることに加え、多機能型スマートポール（通信基地局やWi-Fi、カメラ、街路灯などを搭載）の大阪・関西万博会場での活用をはじめとした、サービス・プロバイダーとしての新たな価値の提供を行うことで、お客さまや社会の幅広い課題解決に貢献してまいります。

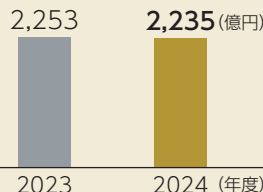
(事業別の状況)

情報通信事業



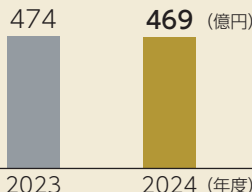
売上高 **2,235**億円

前年度比 $\triangle 0.8\%$



経常利益 **469**億円

前年度比 $\triangle 1.2\%$



曽根崎データセンター (完成予想図)

業績

収入面では、株式会社オプテージにおいて、e o 電気の燃料費調整額が減少したことなどから、売上高は2,235億円と、前年度に比べて17億円の減収となりました。支出面では、株式会社オプテージにおいて、容量拠出金が増加したことや、委託費等の販売管理費が増加したことなどから、経常費用は増加しました。この結果、経常利益は469億円と、前年度に比べて5億円の減益となりました。

当年度の取組み

2023年5月に米国CyrusOne（サイラスワン）社と関西電力サイラスワン株式会社を設立し、現在、ハイパースケールデータセンター事業の第1号案件として、京都府精華町での事業開発を進めております。昨年9月に土地造成工事に着手しており、2027年度中の営業開始を目指しております。

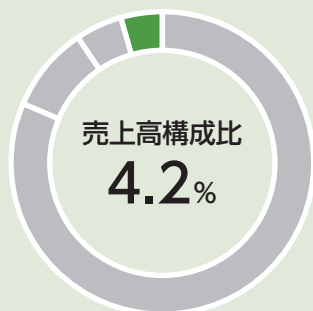
中核会社の株式会社オプテージにおいては、FTTHサービス「e o 光」について、昨年10月にオンライン申込専用の新プラン「e o 光シンプルプラン10ギガコース」の提供を開始するなどして、約171万件のお客さまに選ばれております。さらに、本年4月からは、e o 光テレビ新コース「CSベーシック」「CSプレミアム」を追加し、サービスラインナップを拡充いたしました。

MVNO事業については、「mineo（マイネオ）」において本年3月から基本データ容量で選ぶプラン「マイピタ」に50GBコースを追加するなどし、約135万件のお客さまに選ばれております。

また、法人向け事業については、2026年1月から都市型データセンター「曽根崎データセンター」を新たに運用開始する予定のほか、2026年度中には「生成AI向けコンテナ型データセンター」を開設し、「AI学習用GPUサーバ」の提供を予定しております。

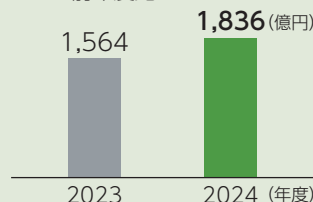
(事業別の状況)

生活・ ビジネスソリューション事業



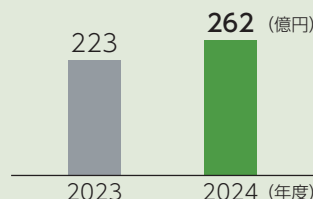
売上高 1,836億円

前年度比 +17.4%



経常利益 262億円

前年度比 +17.1%



スマートエコタウン星田

業績

収入面では、関電不動産開発株式会社の住宅分譲事業において、引渡戸数の増加や販売単価が向上したことなどから、売上高は1,836億円と、前年度に比べて271億円の増収となりました。支出面では、関電不動産開発株式会社の住宅分譲事業において、商品原価等の売上原価が増加したことなどから、経常費用は増加しました。この結果、経常利益は262億円と、前年度に比べて38億円の増益となりました。

当年度の取組み

安心・快適・便利な生活やビジネスを実現する様々な事業を展開しております。

中核会社の関電不動産開発株式会社においては、住宅分譲事業では、関西圏、首都圏でタワーマンションなどの販売が好調に推移するとともに、関西初の全邸オール電化かつZEH仕様の戸建住宅やマンションに加え関電グループのVXサービスを組み入れた「スマートエコタウン星田」の開発を行ってまいりました。

賃貸事業では、築50年超のオフィスビル「堂島関電ビル」でテナントのみなさまと協働し「ESG×SDGs」に配慮した大規模リニューアルを実施いたしました。また、堂島浜や難波等の関西圏での再開発プロジェクトの推進や首都圏での複合施設の再開発に向けた準備を行っております。

海外事業についても、米国や豪州等で様々な住宅開発や賃貸事業に参画し、日系企業の幹事会社としての事業推進にも着手しております。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、2021年3月、5ヵ年の実行計画として「関西電力グループ中期経営計画（2021-2025）」を策定しました。その後、国際情勢を受けたエネルギー市場の不安定化や脱炭素化の潮流、デジタル技術の一層の進展等、当社を取り巻く事業環境の変化を踏まえ、昨年4月、計画のアップデートを行いました。

2025年に入り、計画の最終年度を迎えましたが、国際社会の分断や金利・物価の上昇等により、経営環境は一段と不透明さを増しています。

この状況を踏まえ、計画に掲げた目標を達成するため、当社グループは、エネルギーの安全・安定供給の責務を果たしながら、取組みの3本柱である「ゼロカーボンへの挑戦（E X）」、「サービス・プロバイダーへの転換（V X）」、「強靱な企業体質への改革（B X）」を一層加速してまいります。

引き続き、コスト構造改革や既存事業の深化などの足元で利益を生み出す事業活動を展開するとともに、2024年度に実施した公募増資による資金も活用し、成長事業への投資等を通じ、将来の成長に向けた足掛かりをしっかりと築いてまいります。

2025年度は、中期経営計画のその先を見据え、2035年「中長期の目指す姿」の実現に向けた事業展開について集中的に議論を進め、さらなる飛躍への道を切り拓いてまいります。

2025年度取組み－EX：Energy Transformation

○「関西電力グループゼロカーボンロードマップ」に基づき、脱炭素化を牽引

原子力

- 安全・安定運転の継続
- 原子力利用率の向上に向けた運用高度化
- リプレイスを見据えた事業環境整備
- 使用済燃料対策ロードマップ（2025.2見直し）を含む原子燃料サイクルの推進



火力・CCUS

- ゼロカーボン化に向けた火力発電所の設備更新
- CCS社会実装に向けた取組みの推進（堺泉北エリアでのCCSバリューチェーン構築他）



再エネ

- 水力発電電力量の向上、揚水の最大限活用
- 洋上風力の着実な開発と持続的な競争力強化
- お客さまのニーズや再エネ電源の特性に応じた多様なコーポレートPPAの組成
- 海外におけるゼロカーボン化への貢献、収益性の高いエネルギー事業の推進



水素

- 2030年度までの国内水素製造事業組成に向けた取組みの推進
- 中長期的な大規模水素サプライチェーン構築に向けた万博での実証試験、アライアンスの推進



送配電

- ゼロカーボン化の基盤となる電力ネットワークの次世代化



2025年度取組み－VX：Value Transformation

○既存事業の周辺領域・重なり合う領域で、お客さまや社会の脱炭素ニーズの多様化・高度化をふまえた新たな価値提供を加速

エネルギー

- 電池診断技術やE-Flowをはじめとしたグループ総合力を活かし、全国を対象に系統用蓄電池事業を拡大
- 太陽光や蓄電池等の分散型リソースにおける再エネ活用や電化、SenaSon^{※1}による最適制御を軸にした全国でのゼロカーボンパッケージの推進
- モビリティソリューション「カンモビ」を推進し、モビリティ領域での電化シフトを支援・促進（万博での空飛ぶクルマの急速充電実証他）
- 海外におけるEMS^{※2}事業、省エネ・省コスト・省CO₂推進



事業報告

情報通信

- ハイパースケールデータセンター事業、コネクティビティデータセンター事業の推進
- 海外のお客さまも含めたデータセンター間ネットワークの提供拡大に向けた取組みを推進



不動産

- 電化＋ZEH、ZEB不動産の提供や企業の森づくりによる持続可能な社会への貢献
- エリアマネジメントサービスやDR-READY^{※3}住宅等、新たな価値提供への挑戦



※1：お客さまが所有する分散型リソースの最適制御等を行うエネルギーマネジメントシステム

※2：エネルギーマネジメントシステム

※3：デマンドレスポンス対応や遠隔制御可能な機器（ヒートポンプ給湯器等）が搭載された住宅

2025年度取組み－BX：Business Transformation

○「人」、「しくみ」、「財務」の視点で、経営のリーダーシップのもと、4つの「高める」の取組みおよびDX推進・コスト構造改革等を加速

「人」と 「しくみ」 の取組み

個の能力 を高める ～“学びたい”と“挑みたい”を引き出す～

- 学びと挑戦を支援する制度展開
－学習プラットフォーム等を通じた学習機会の提供と、上司部下間でのコミュニケーション強化によるキャリア形成の支援
- －より魅力的な挑戦機会を提供するための社内公募制度の拡充

組織の能力 を高める ～“多様性（D&I）”と“機動性”のある組織へ～

- 戦略に応じた組織の見直し、M&Aやイノベーション活動の深化
- 組織能力の向上に資する多様な人財の確保
－キャリア採用や副業・兼業等の拡大

仕事の魅力 を高める ～真に価値ある仕事へ～

- 各役員が率先して、戦略を明示し一人ひとりのミッションを明確化、業務の再設計を実施

働き方の魅力 を高める ～“健やかさ”と“働きやすさ”を実現～

- 心身の健康維持に向けた取組みや各種制度の充実



DX推進

- AIの積極的活用、業務課題へのデジタル技術の更なる活用、DX基盤の強化



コスト構造 改革

- 自助努力として可能なコスト構造改革の継続
- グループ全体でのバリューアナリシスの推進による効率化の深掘り



中期経営計画の進捗状況

事業運営の大前提 ガバナンス確立とコンプライアンス推進

- 業務改善計画の完遂に加えて、組織風土改革・内部統制の取組みを両輪で推進
- 様々な環境変化とリスクへの確実な対応

取組みの3本柱 *KX: Kanden Transformation*

2021－2024年度（実績）

2025年度（目標）

EX Energy Transformation	➢ 原子力7基体制確立や安全・安定運転継続、国内外ゼロカーボン電源への投資 ➢ 2024年4月にゼロカーボンロードマップを改定し、2030年度におけるサプライチェーン全体の温室効果ガス削減目標を含むチャレンジな目標を新たに設定 投資実績 累計 8,540 億円	投資 1兆500 億円 以上 (2021-2025年度累計)
VX Value Transformation	➢ ハイパースケールデータセンター事業の推進 - 京都府精華町での第1号案件の計画公表（2024年9月） ➢ 分散型サービスプラットフォーム^{※1}を基盤としたVPP・系統用蓄電池・再エネアグリゲーション事業の推進、拡大 - E-Flow合同会社設立（2023年4月）、紀の川蓄電所運転開始（2024年12月）等 投資実績 累計 1,090 億円	投資 1,200 億円 以上 (2021-2025年度累計)
BX Business Transformation	➢ DX推進やコスト構造改革・バリューアナリシス（VA）^{※2}の着実な進捗 ➢ 「人」と「しくみ」の取組み強化 コスト構造改革実績 2024年度単年 870 億円 ^{※3}	コスト構造改革 900 億円 ^{※3} (2025年度単年)

※1：お客さま・発電事業者等が所有する分散型エネルギーリソースを束ね、最適な市場取引を行うプラットフォーム

※2：事業部門と計画段階から連携してバリューチェーン上のあらゆる視点から設備投資等を精査

※3：中期経営計画策定時（2021年3月）の計画値からのコスト削減額

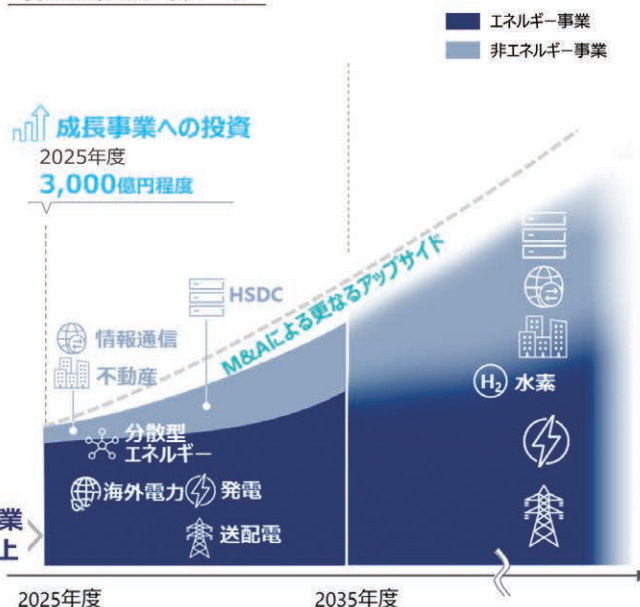
利益の成長ドライバーと成長イメージ

- 脱炭素化の潮流加速、電力需要増加の見立て等、経営環境の変化を機会と捉え、2024年度に公募増資を実施しました。
- 短中期的には、原子力利用率向上や送配電の安定的な利益確保および成長事業への投資で成長してまいります。
- 中長期的には、エネルギートランジションを実現する新しい技術、分野でチャンスをつかみ成長してまいります。
- 株主のみなさまへの還元も、着実に成長させてまいりたいと考えております。

利益の成長ドライバー



利益成長のイメージ



当社グループは、株主のみなさまのご期待にお応えできるよう、これら取組みを力強く推し進め、企業価値の向上に全力を尽くしてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、引き続き、ご理解とご支援を賜われますようお願い申し上げます。

(ご参考)

業務改善計画の進捗状況について

- ・当社は、新電力顧客情報の不適切な取扱い、独占禁止法違反行為を踏まえ、2023年5月、8月に業務改善計画を提出いたしました。
- ・2023年5月に「公正な競争の実現に向けたトップコミットメント」を宣言しており、このコミットメントのもと、役員および社員が新たな事業ルールに対する意識・行動変革を行うとともにルールを遵守する仕組みを構築し、浸透させながら、再発防止策に掲げた各取組みについて、計画通り実施しております。
- ・これらの取組みについては、外部人材が過半数を占める、取締役会、監査委員会、コンプライアンス委員会により、実効的なものとなっていると評価されております。また、電力・ガス取引監視等委員会からも、実効的に進められていると評価され、業務改善計画提出から1年間の集中改善期間のフォローアップは終了しております。
- ・今後も改善を図りながら、グループ一丸となって、再発防止に向けて全力で取り組んでまいります。

新電力顧客情報の不適切な取扱いによる 電気事業法違反の再発防止策	特別高圧電力および高圧電力の取引に関する 独占禁止法違反の再発防止策
●託送情報に係る情報システムの物理的分割等 ●情報システム開発・運用プロセスにおける対策 ●ソリューション本部において同様の事案を起こさないために速やかに行った措置 (業務運用および情報システムの総点検、コンプライアンス研修と継続して研修を行う仕組みの整備、従業員の声を拾い上げるための対話活動の強化、業務の適切性を確保するためのチェック体制の強化、委託先への対応)	●社内規程等の整備 (独占禁止法遵守のための仕組み整備) ●教育・研修等の充実 (独占禁止法の理解促進およびコンプライアンス意識の再徹底) ●予防機能の強化 (独占禁止法違反防止のための支援体制の強化) ●監視機能の強化 (チェック機能の強化)
徹底する発生原因を踏まえた共通の再発防止策 実績は2025年3月末時点の情報を記載	
●公正な競争の実現に向けたトップコミットメントの発信 ●内部統制の強化 ・コンプライアンス推進本部およびチーフコンプライアンスオフィサーの設置、内部監査の強化、内部統制基盤、リスク管理の強化・高度化、企業集団の内部統制強化。(内部統制部会を計19回開催) ●組織風土の改革 ・社長を議長とする「組織風土改革会議」を設置(計37回開催)し、組織風土に影響を与える重要課題の解消に向けた施策展開、各職場の取組みの支援、全社的な啓発活動の展開を順次実践。 ●外部人材を活用した取組みの実施状況および実効性の検証 ・取締役会による特別監督として、執行側から業務改善計画の実施状況の報告を受け、助言・指導を実施。 ・監査委員会による特別監査として、一連の改革の取組状況について定期的かつ必要に応じて報告を求め、常勤監査委員がその内容を監査委員会に報告。また、役員が関与する不正(マネジメントオーバーライド)に対する内部統制上の予防、早期対処の観点から、監査委員会の内部監査部門等に対する指示権限を明確化し、執行に対する牽制、監査機能を強化。 ・コンプライアンス委員会が、必要なモニタリングと見直しを継続的に実施。	

(3) 設備投資の状況

a. 設備投資額

エネルギー事業	2,556億円
送配電事業	1,622億円
情報通信事業	446億円
生活・ビジネスソリューション事業	722億円
内部取引消去	△ 217億円
設備投資総額	5,130億円

b. 廃止した主な設備

	発 電 設 備
廃 止	[火 力] 南港発電所 1～3号機 (各600,000kW)

(4) 資金調達の状況

2024年12月2日を払込期日とする公募による新株式発行および自己株式の処分ならびに当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）と同時に決定した2025年1月6日を払込期日とする第三者割当による新株式発行を行い、総額3,787億円の資金調達を行いました。

a. 社 債

発 行 額	償 還 額
1,872億円	2,340億円

(注) 発行額には、米国ドル債5億米ドル（円貨換算約760億円）を含んでおり、償還額には、米国ドル債5億米ドル（円貨換算約538億円）を含んでおります。

b. 借入金

借 入 額	返 済 額
5,024億円	5,714億円

c. コマーシャル・ペーパー

発 行 額	償 還 額
—	—

(5) 重要な子会社および関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
関 西 電 力 送 配 電 株 式 会 社	400.0億円	100.0%	一般送配電事業等
株 式 会 社 オ プ テ ー ジ	330.0	100.0	電気通信事業（個人向インターネット接続サービス、法人向通信サービス）、有線一般放送事業、小売電気事業、警備業、電気通信設備の賃貸
株式会社関電エネルギーソリューション	152.0	100.0	ユーティリティ（電気・熱源）設備の建設・保有を含めた運転保全サービス、電気事業
関 電 不 動 産 開 発 株 式 会 社	8.1	100.0	不動産の分譲、賃貸
株式会社かんでんエンジニアリング	7.8	100.0	電力流通・電気・情報通信設備の保全、工事
関 電 プ ラ ン ト 株 式 会 社	3.0	100.0	火力・原子力発電設備の保全、工事
関電ファシリティーズ株式会社	1.0	100.0	オフィスビル・商業施設・病院等の施設管理および運営管理、駐車場運営管理
N e x t P o w e r 株 式 会 社	1.0	100.0	マンション高圧一括受電サービス事業
株 式 会 社 関 電 シ ス テ ム ズ	0.9	100.0	情報システム・電気通信に関するコンサルティング、システム開発・運用・保守、ソフトウェア・機器類等のサービス提供および情報設備・電気通信設備の設計・保守
ケーイーフューエルインターナショナル株式会社	0.1	100.0	燃料の売買および輸送
KANSAI ELECTRIC POWER AUSTRALIA PTY LTD	3.9 (億米ドル)	100.0	オーストラリアにおけるプルートLNGプロジェクトの開発・操業・管理

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
* 日 本 原 燃 株 式 会 社	4,000.0億円	17.3%	ウラン濃縮事業、再処理事業、廃棄物管理事業、廃棄物埋設事業
* 株 式 会 社 き ん で ん	264.1	36.8	電気・情報通信・環境関連工事
* 株 式 会 社 エ ネ ゲ ー ト	4.9	49.0	電力量計の製造、販売、修理、取替および電気制御機器の製造、販売
* SAN ROQUE POWER CORP.	0.9 (億比ペソ)	50.0	フィリピンにおける水力発電事業

- (注) 1. *印は持分法適用の関連会社であり、他は全て連結子会社であります。
2. 出資比率には、間接所有分を含んでおります。
3. 当社は、2025年4月1日を効力発生日として、ケーイーフューエルインターナショナル株式会社を吸収合併しております。

(6) その他企業集団の現況に関する重要な事項

関西電力送配電株式会社において、過去に柱上変圧器におけるPCBの不適切な取扱いがあったことが判明しました。当社コンプライアンス委員会による調査を実施し、当社は、本年1月に同委員会から調査結果と再発防止策の提言を受けました。また、株式会社KANSOテクノスにおいては、国等から受託した業務の精算報告に関する不適切な取扱いが判明し、社外弁護士による調査を実施のうえで、当社は、本年4月に調査結果と再発防止策の提言を受けました。

グループを挙げて徹底した再発防止に努めてまいります。

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 17億8,405万9,697株

(2) 発行済株式の総数 11億1,492万7,528株

(注) 当事業年度中に実施いたしました公募増資および第三者割当増資により、発行済株式の総数が176,194,500株増加しております。

(3) 株主数 32万9,063名

(4) 大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出資比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	134,536千株	12.07%
大 阪 市	68,287	6.12
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	51,866	4.65
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	36,385	3.26
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	27,462	2.46
神 戸 市	27,351	2.45
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	23,679	2.12
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	18,953	1.70
関 西 電 力 持 株 会	18,069	1.62
大 阪 市 高 速 電 気 軌 道 株 式 会 社	15,461	1.39

(注) 出資比率は、自己株式（16,105株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社役員に交付した株式の区分別合計は次のとおりです。

役員区分	株式数	交付対象者数
執 行 役	39,061株	2名

(注) 1. 執行役の対象には、取締役を兼務する執行役を含めております。

2. 当社の株式報酬は、執行役等に、役位に応じた基準額に基づき、毎年一定のポイントを付与し、退任時にポイントの累積値に応じて、当社株式を交付および当社株式の換価処分金相当額の金銭を支給しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取 締 役 会 長 (社 外)	榊 原 定 征	指名委員会委員長 報酬委員会委員	一般社団法人日本経済団体連合会 名誉会長 (株)シマノ 社外取締役 一般社団法人日本野球機構 会長
取 締 役 (社 外)	友 野 宏	監査委員会委員長	住友化学(株) 社外取締役 日本原燃(株) 社外取締役
取 締 役 (社 外)	高 松 和 子	指名委員会委員 報酬委員会委員長	
取 締 役 (社 外)	内 藤 文 雄	監査委員会委員	神戸大学 名誉教授 甲南大学経営学部 教授 江崎グリコ(株) 社外監査役
取 締 役 (社 外)	真 鍋 精 志	指名委員会委員 報酬委員会委員	西日本旅客鉄道(株) 相談役 公益社団法人関西経済連合会 副会長
取 締 役 (社 外)	田 中 素 子	監査委員会委員	片山・平泉・櫛座法律事務所 客員弁護士 (株)京都フィナンシャルグループ 社外取締役 [監査等委員]
取 締 役 (社 外)	園 潔	指名委員会委員 監査委員会委員	(株)三菱ＵＦＪ銀行 特別顧問 讀賣テレビ放送(株) 社外取締役 損害保険ジャパン(株) 社外取締役 [監査等委員] 日東電工(株) 社外監査役 公益社団法人関西経済連合会 副会長
取 締 役 (社 外)	矢 萩 典 代	報酬委員会委員	

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役 (代表執行役社長)	森 望		日本原子力発電(株) 取締役 テレビ大阪(株) 社外取締役 公益社団法人関西経済連合会 副会長
取締役 (代表執行役副社長)	荒 木 誠		
取締役 (代表執行役副社長)	小 川 博 志		日本原燃(株) 社外取締役
取 締 役	島 本 恭 次	監査委員会委員 (常勤)	関西電力送配電(株) 監査役
取 締 役	西 澤 伸 浩	監査委員会委員 (常勤)	

- (注) 1. 当社は、社外取締役全員を、(株)東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出ております。
2. 友野宏氏が社外取締役に就任している日本原燃(株)は、当社の特定関係事業者であります。その他、社外取締役の重要な兼職先と当社との間には、開示すべき関係はありません。
3. 監査委員会委員内藤文雄氏は、学識経験者として、また、監査委員会委員西澤伸浩氏は、当社執行役員経理室長および経理部門担当役員経験者として、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 内藤文雄氏は2025年3月31日付で甲南大学経営学部 教授を定年退職し、4月1日付で甲南大学 名誉教授に就任しております。
5. 当社は、常勤の監査委員会委員として、島本恭次氏および西澤伸浩氏を選定し、内部監査部門や会計監査人等との連携、社内の重要な会議等への出席等を行うことで、適時的確な情報把握等を行っております。また、これらの情報を他の監査委員会委員と共有したうえで議論・決定できる体制を構築することにより、監査委員会の監査・監督機能の強化を図っております。

(2) 執行役の氏名等

地 位	氏 名	委嘱業務	重要な兼職の状況
代表執行役社長	森 望		日本原子力発電(株) 取締役 テレビ大阪(株) 社外取締役 公益社団法人関西経済連合 会 副会長
代表執行役副社長	水 田 仁	原子力事業本部長	
代表執行役副社長	荒 木 誠	コーポレート業務全般、組織風土改革室担当、 水素事業戦略室担当、データセンター事業推進 室担当、IT戦略室担当、CISO（最高情報 セキュリティ責任者）、経営監査室担当	
代表執行役副社長	小 川 博 志	エネルギー事業全般、中間貯蔵推進担当、 エネルギー・環境企画室担当、原子燃料サイ クル室担当（サイクル事業）、立地室担当	日本原燃(株) 社外取締役
代表執行役副社長	藤 野 研 一	ソリューション本部長、ガス事業本部指導	
執行役常務	内 藤 直 樹	エネルギー事業（東京）担当	
執行役常務	多 田 隆 司	再生可能エネルギー事業本部長、 土木建築室担当	
執行役常務	高 西 一 光	エネルギー需給本部長、火力事業本部長、 イノベーション推進本部長	
執行役常務	宮 本 信 之	人財・安全推進室担当、総務室担当	
執行役常務	安 藤 康 志	原子力事業本部長代理（原子力企画）	
執行役常務	榎 山 実 果	ソリューション本部長代理、ガス事業本部長	
執行役常務	池 田 雅 章	CCO（チーフ・コンプライアンス・オフィ サー）、コンプライアンス推進本部長、 広報室担当	
執行役常務	田 中 徹	経営企画室担当、調達本部長、経理室担当	
執行役常務	高 畠 勇 人	原子力事業本部長代理（原子力安全・技術、 原子力発電、原子燃料）、 原子燃料サイクル室担当（原燃契約）	
執行役常務	桑 原 徹	国際事業本部長	

(注) 1. 執行役常務 安藤康志氏は2025年3月31日付で辞任し、2025年4月1日付で電気事業連合会 副会長に就任しております。

2. 安藤康志氏の後任として、2025年4月1日付で野地小百合氏が当社執行役常務に就任しております。

(3) 取締役および執行役の報酬等の額

役員区分		報酬等の 総額 【百万円】	報酬等の種類別の総額【百万円】			対象となる 役員の員数 【名】
			基本報酬	業績連動報酬 (注1)	株式報酬 (注1)	
取締役	取締役 (社外取締役を除く)	73	73	—	—	2
	社外取締役	151	151	—	—	10 (注2)
執行役		751	451	234	66	17 (注3)

- (注) 1. 業績連動報酬および株式報酬の金額は、当事業年度の費用計上額を記載しております。
2. 「取締役」の対象となる役員の員数には、昨年6月26日開催の第100回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名も含めております。
3. 「執行役」の対象となる役員の員数には、取締役を兼務する執行役の人数を含めております。また、昨年6月26日をもって退任した執行役2名も含めております。
4. 当事業年度の期末時点における取締役（社外取締役を除く）の報酬等の額は、次のとおりであります。

氏名	地位 (期末時点)	報酬等の総額 【百万円】	報酬等の種類別の総額【百万円】		
			基本報酬	業績連動報酬 (注)	株式報酬 (注)
森 望	取締役 代表執行役社長	87	51	27	7
荒 木 誠	取締役 代表執行役副社長	64	39	20	5
小 川 博 志	取締役 代表執行役副社長	60	36	19	5
島 本 恭 次	取締役	36	36	—	—
西 澤 伸 浩	取締役	36	36	—	—

(注) 業績連動報酬および株式報酬の金額は、当事業年度の費用計上額を記載しております。

(4) 取締役および執行役の報酬等の決定に関する方針等

a. 取締役および執行役の報酬等の決定に関する方針

(報酬制度の方針および概要)

取締役および執行役の報酬は、会社法の規定に基づき、報酬委員会において決定しております。業務執行を担わない取締役の報酬については、その役割を踏まえ、基本報酬のみの構成としております。業務執行を担う執行役の報酬については、各執行役の地位等に応じて求められる職責などを勘案した基本報酬に加えて、企業業績と企業価値の持続的な向上に資するよう、短期インセンティブ報酬としての業績連動報酬および中長期インセンティブ報酬としての株式報酬で構成し、その支給割合については、目安として「基本報酬：業績連動報酬：株式報酬＝6：3：1」となるよう、設定しております。

(報酬決定プロセス)

社外取締役のみで構成している報酬委員会において、「取締役および執行役の報酬等の決定に関する方針」を定めたうえで、この方針に則り、取締役および執行役の個人別の報酬を決議しております。

また、報酬水準など、報酬に関する諸課題について、外部機関のデータや他社状況などを活用しつつ、経営環境を踏まえて検討することとしております。

b. 報酬体系（基本報酬、業績連動報酬、株式報酬）

(基本報酬)

当社の基本報酬は、各取締役および執行役の地位等に応じて求められる職責などを勘案して、役位に応じた基準額を支給しております。

(業績連動報酬)

当社の業績連動報酬は、前年度の業績等に係る達成度を踏まえて決定する「業績連動報酬Ⅰ」および当年度の業績等に係る達成度を踏まえて今後決定する「業績連動報酬Ⅱ」により構成しております。「業績連動報酬Ⅰ」は基本報酬と合わせて定期的に支給し、「業績連動報酬Ⅱ」は賞与として、2025年6月末までに開催する報酬委員会の決議に基づき支給を予定しております。

なお、業績については、中期経営計画の財務目標に沿った各指標およびE S G等の取組実績を踏まえた全社業績と、各担当部門の取組実績を踏まえた個人別業績から構成しており、その支給額については、役位ごとの基準額に、目標に対する達成度合に応じた係数（次頁「業績連動報酬の具体的な算定方法」参照）を乗じて算定することとしております。

(株式報酬)

当社の株式報酬は、執行役等に、役位に応じた基準額に基づき、毎年一定のポイントを付与し、退任時にポイントの累積値に応じて、当社株式を交付および当社株式の換価処分金相当額の金銭を支給しております。

【業績連動報酬の具体的な算定方法（2024年7月～2025年6月における役員報酬）】

報酬総額		業績連動報酬の内訳					
業績連動報酬 【30%】	定期 同額 業績連動 報酬Ⅰ 【50%】	全社業績 (70%)	財務 指標 (連結)	指標	割合	2023年度 目標・達成率	
				経常利益	70%	達成率＝150% 【7,659億円／1,707億円】	
株式報酬 【10%】				FCF	10%	達成率＝150% 【7,269億円／2,621億円】	
				ROA	10%	達成率＝150% 【8.9%／2.4%】	
			非財務 指標	CO ₂ 排出削減量	10%	達成率＝75% 中期経営計画の目標（2025年度時点での2013年度比半減） に向けた、CO ₂ 排出量の削減取組み状況およびDJSI等の外部 評価を参照し報酬委員会が評価。	
				社外ESG評価			
		個人別 業績 (30%)	○指 標 個人別業績（査定） ○適 用 役位別基準額（個人）×査定率（0～120%）				
	賞与 業績連動 報酬Ⅱ 【50%】	全社業績 (70%)	財務 指標 (連結)	指標	割合	2024年度 目標・評価基準	
				経常利益	65%	達成率＝経常利益／3,600億円	
				FCF	10%	達成率＝2021～2024年度合計実績／2,000億円	
				ROA	5%	達成率＝2024年度実績／4.3% 【ROA＝（経常利益＋支払利息）／総資産】	
				ROIC	5%	達成率＝2024年度実績／4.3% 【ROIC＝NOPAT／投下資本】	
				非財務 指標	15%	達成率＝ ・ゼロカーボンロードマップに掲げるGHG削減目標達成 に向けた国内発電事業におけるCO ₂ 排出量の削減取組み 状況 ・DJSI、CDP等の外部評価 ・従業員エンゲージメントや組織風土改革に関するKPIの 達成状況等 を参照し報酬委員会が評価	
CO ₂ 排出削減量							
社外ESG評価							
従業員、組織 エンゲージメント							
		個人別 業績 (30%)	○指 標 個人別業績（査定） ○適 用 役位別基準額（個人）×査定率（0～120%）				

(注) 1. 業績連動報酬の役位別基準額（年額）取締役執行役社長 2,700万円
取締役執行役副社長 2,010万円
執行役副社長 1,860万円
執行役常務 1,260万円

2. 全社業績は、業績の達成度に応じて0～150%の範囲で変動する。
3. 個人別業績は、個人別の成果などに応じて0～120%の範囲で変動する。
- なお、執行役社長は個人別業績を適用せず、全社業績の割合を100%とする。

(5) 取締役会および各委員会の活動状況

a. 取締役会の活動状況

- ・当社の取締役会は独立社外取締役が議長を務め、また、取締役13名のうち8名を独立社外取締役で構成しております。
- ・取締役会では、法令および取締役会規則に基づき、株主総会議案や各委員会の構成、執行役人事、役員人事措置、「関西電力グループ ゼロカーボンビジョン2050」実現に向けたロードマップの改定、中期経営計画（2021-2025）のアップデート、グループの中長期的成長に向けた資本・財務戦略等、当社グループの経営に関わる重要事項等について決議しております。また、四半期ごとの決算を含む中期経営計画の進捗状況、内部統制に関する運用状況および株主・投資家をはじめとする各種ステークホルダーとの対話方針等について報告を受け、審議を行っております。
- ・加えて、当事業年度も、新電力顧客情報の不適切な取扱いによる電気事業法違反等ならびに特別高圧電力および高圧電力の取引に関する独占禁止法違反を受け策定した業務改善計画のもと、各種再発防止策の進捗状況、組織風土改革および内部統制の抜本的強化の取組状況について、取締役会による特別監督として、取締役会の開催に合わせ、徹底的に審議を行っております。
- ・上記の決議および審議を行うに当たって、取締役会議論の充実およびコーポレート・ガバナンスの強化を目的として、当事業年度は、取締役による意見交換会を3回、独立社外取締役のみで構成する会合を2回、取締役および執行役による役員合同研修会を1回開催し、次期中期経営計画策定を念頭に置いた当社グループが目指す姿や、人事制度・人財戦略等、当社の経営課題や将来的な成長戦略の方向性について幅広く議論しております。これらの意見交換会や会合等を通じて得られた意見は、以降の取締役会での議論等を通じて経営に反映しております。
- ・独立社外取締役は、取締役会議題等に係る事前説明の聴取、原子力発電所をはじめとする第一線職場の視察、従業員との対話等、年間を通じて、積極的に当社の状況把握に努めております。

b. 各委員会の活動状況

(a)指名委員会

- ・指名委員会の委員長および委員全員が独立社外取締役です。
- ・当委員会は、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容の決定、取締役の選任方針の決定を行うほか、執行役社長の後継者計画の内容および育成プロセスや顧問の委嘱等について、審議を行います。
- ・当事業年度、重点的に審議・意見交換を行った事項には、以下を含みます。
 - ✓ 執行役社長の後継者計画の運用と後継者候補の育成
 - ✓ 本株主総会に提案する取締役人事
 - ✓ 社外取締役の後継者計画
 - ✓ 取締役指名方針等の見直し

(b)報酬委員会

- ・報酬委員会の委員長および委員全員が独立社外取締役です。
- ・当委員会は、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容に関する方針の決定、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容の決定を行うほか、顧問の報酬等について、審議を行います。
- ・当事業年度、重点的に審議・意見交換を行った事項には、以下を含みます。
 - ✓他社の役員報酬水準や報酬方針の動向等に係る調査結果を踏まえた当社役員報酬のあり方
 - ✓業績連動報酬の仕組みや財務、非財務目標の設定

(c)監査委員会

- ・監査委員会の委員長は独立社外取締役であり、また、委員6名のうち4名が独立社外取締役です。
- ・当委員会は、取締役会で決定した当社グループの経営に関わる重要事項等を踏まえた監査計画を策定し、当社グループの事業活動が適法・適正に行われているか、また、リスクの防止と企業価値の向上に向けて適切・妥当な意思決定や業務執行が行われているか、との観点から監査を行うとともに、監査委員会委員間での審議、取締役会や執行側への報告、意見表明等を行います。
- ・当事業年度、重点的に行った監査等の事項には、以下を含みます。
 - ✓コンプライアンスの徹底に係る取組みの監視、検証
 - ✓重要な経営課題に関する業務執行の監視、検証
 - ✓グループガバナンス強化の監視、検証
 - ✓金品受取り問題および役員退任後の嘱託等の報酬に関する問題について、当社が提起した旧役員を被告とする損害賠償請求訴訟の対応

(6) 当事業年度の取締役会等の実効性評価結果

当社は、取締役会や指名・報酬・監査委員会の機能向上のため、毎年、取締役会等の実効性評価を実施し、取締役会運営をはじめとするコーポレート・ガバナンスの改善を図っております。

a. 当事業年度の実効性評価の概要

評価・分析方法	評価項目
・ 本年1月、全取締役を対象とするアンケート（5段階評価＋自由記述）により、取締役会等の実効性に関する調査を実施。 ・ 調査に当たっては、評価の透明性・客観性向上のため、第三者機関を活用。 ・ 第三者機関による調査結果の分析を踏まえ、取締役会等の実効性について、本年4月30日開催の取締役会にて審議・評価。	1. 取締役会の役割・機能 2. 業務改善計画に基づく取組状況 3. 取締役会の構成・規模 4. 取締役会の運営 5. 指名・報酬・監査委員会の運営 6. 社外取締役の役割・サポート体制 7. 株主・投資家等との関係 8. 課題への対応状況

当事業年度の調査結果の総評
取締役会の強みとして、「社外取締役による会社理解の機会の充実」等を背景に、「当社グループの目指す姿の議論・共有」が活発に行われていることに加え、「業務改善計画の取組みに対する特別監督」が存分に機能しているとの分析結果を確認しております。 また、前回調査における主な課題について、約85%の取締役から「概ね改善している」との回答を得るとともに、特に、「取締役会運営の改善」については、関連する設問の評点向上に加え、肯定的なコメントが多数寄せられるなど、取締役会等の実効性が着実に向上していることを確認しております。 一方、引き続き課題として評価された「グループガバナンスに対する監督」および今回新たに課題として挙げられた「ステークホルダーとのコミュニケーションの強化」については、今後の主な課題として重点的に取り組み、取締役会等の更なる実効性向上に努めてまいります。

b. 当事業年度の実効性向上の主な取組みと評価結果

前回の主な課題	当事業年度の主な取組み	評価結果
グループガバナンスに対する監督	・ 特別監督対象である内部統制の抜本的強化の一環として、グループ会社に対するガバナンス強化の取組みについて取締役会で重点的に審議し、指導・監督を徹底。 ・ 監査委員会においても、特別監査の一環として、子会社の内部統制に関する執行側の取組状況を確認。	・ グループガバナンスに対する監督機能は十分に発揮されており、一定の改善が見られる。 ・ 一方、依然としてグループ会社で不適切事象が発生しており、引き続き、グループ会社の内部統制強化を重点課題として取り組む必要がある。 (取締役からの主なコメント) ・ 取締役会への報告は十分に行われており、適切な監督がなされている。 ・ グループガバナンスの強化に対する意識には大きな変化が感じられ、全体的な取組みも進んでいるものの、更なる改善と指導の余地がある。
取締役会運営の改善	・ 取締役会の議題設定や運営改善の方向性、特別監督の進め方等について、独立社外取締役のみで構成する会合等の場で議論し、取締役会が監督すべき事項について取締役間で認識を共有。 ・ 充実した審議を行うため、取締役会の資料構成の見直しや説明内容の工夫について執行側に共有・徹底。	・ 総じて、評点向上、肯定コメントが多く、改善傾向。 ・ 今後も運営改善に向けた取組みを継続し、取締役会等の実効性の更なる向上を図るべき。 (取締役からの主なコメント) ・ 要約資料の導入や、議案に関する事前説明の際に挙がった意見を踏まえた審議が行われる等、議論を重視した運営が行われている。

c. 今後の主な課題と取組方針

今後の主な課題	取組方針
(継続課題認識) グループガバナンスに対する監督	内部統制の抜本的強化の一環として、グループ会社に対するガバナンス強化の取組みについて、引き続き、取締役会の重点テーマとし、定期的に審議を行う。
(新たな課題認識) ステークホルダーとのコミュニケーションの強化	株主・投資家をはじめとする各種ステークホルダーの意見等について取締役会への報告を充実させ、対話方針や開示内容に対する助言・指導を強化する。

(7) 当事業年度における社外役員の主な活動状況

a. 取締役会等の活動状況

氏 名	取締役会	指名委員会	報酬委員会	監査委員会
榊 原 定 征	◎100% (14/14回)	◎100% (10/10回)	100% (8/8回)	
友 野 宏	100% (14/14回)			◎100% (14/14回)
高 松 和 子	100% (14/14回)	100% (10/10回)	◎100% (8/8回)	
内 藤 文 雄	100% (14/14回)			100% (14/14回)
真 鍋 精 志	100% (14/14回)	100% (10/10回)	100% (8/8回)	
田 中 素 子	100% (14/14回)			100% (14/14回)
園 潔	100% (12/12回)	100% (8/ 8回)		100% (11/11回)
矢 萩 典 代	100% (12/12回)		100% (7/7回)	

- (注) 1. 出席回数／在任中の開催回数
2. ◎は議長または委員長

b. 社外取締役の主な活動状況

氏 名	主な活動状況
榊 原 定 征	グローバルに事業を展開する東レ(株)の要職に加え、一般社団法人日本経済団体連合会会長として得た豊富な経営経験と、ガバナンスやエネルギー政策等に関する高い識見を生かし、取締役会議長として、議題の選定や議論時間を十分に確保する議事運営を主導するとともに、組織風土改革や内部統制の抜本的強化等に係る特別監督の果たすべき役割や、コスト構造改革をはじめとする企業体質の改革、持続的成長の基盤となる最適な資本・財務戦略に関して積極的に意見提起するなど、幅広い視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。 また、指名委員会委員長および報酬委員会委員を務め、指名委員会委員長としては、独立社外取締役の後継者選定や取締役指名方針等の見直しなどに関して活発な議論が行われるよう議事運営を主導し、自らも有益な意見を述べるとともに、その職務の執行状況を適宜取締役会に報告するなど、持続的な経営体制の強化に貢献しております。 さらに、取締役による意見交換会や独立社外取締役のみで構成する会合、役員合同研修会のリード役を務め、取締役間の活発な意見交換・情報共有に尽力しているほか、取締役会長として、従業員や機関投資家等、社内外の様々なステークホルダーと積極的に対話し、建設的な意見交換を重ねるなど、経営の健全性確保に貢献しております。

氏 名	主な活動状況
友 野 宏	グローバルに事業を展開する日本製鉄(株)の要職を歴任し、経営者としての豊富な経験に基づき、脱炭素化推進に向けた事業戦略の構築や、事業ポートフォリオ管理のあり方、各種ステークホルダーとの対話方針に関して積極的に意見提起するなど、幅広い視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。 また、監査委員会委員長としては、監査委員会の監査報告書の作成や監査計画の策定などに関して活発な議論が行われるよう議事運営を主導し、自らも有益な意見を述べるとともに、その職務の執行状況を適宜取締役会に報告するなど、持続的な経営体制の強化に貢献しております。加えて、取締役および執行役の職務執行の状況や取締役会に付議された案件などの適法性・適正性などに関して、その専門的知見を生かし、適宜、質問、意見提起等を行い、監査機能の強化に貢献しております。 さらに、第一線職場の視察や従業員との対話などを通じて得た情報を生かし、適宜、取締役会において有益な提言、意見提起を行うなど、経営の健全性確保に貢献しております。
高 松 和 子	公益財団法人21世紀職業財団の業務執行理事兼事務局長を務め、グローバルに事業を展開するソニー(株)（現・ソニーグループ(株)）の要職や同社の子会社の代表取締役を歴任するなど、ダイバーシティに関する高い識見に加え、経営者としての豊富な経験に基づき、ステークホルダー視点での情報開示のあり方や、組織風土改革に資する人財の育成・評価施策、生物多様性に係る取組みの方向性に関して積極的に意見提起するなど、幅広い視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。 また、報酬委員会委員長および指名委員会委員を務め、報酬委員会委員長としては、2025年度役員報酬の方向性や業績連動報酬のあり方などに関して活発な議論が行われるよう議事運営を主導し、自らも有益な意見を述べるとともに、その職務の執行状況を適宜取締役会に報告するなど、持続的な経営体制の強化に貢献しております。 さらに、第一線職場の視察や従業員、機関投資家等、社内外の様々なステークホルダーとの積極的な対話などを通じて得た情報を生かし、適宜、取締役会において有益な提言、意見提起を行うなど、経営の健全性確保に貢献しております。
内 藤 文 雄	財務会計、監査業務、コーポレート・ガバナンスなどの分野における学識経験者としての専門的知見を生かし、企業集団としての内部統制システムの構築・運用・改善状況や、各事業の推進に係るリスク判断のあり方、中長期的な成長に資する最適な資本構成に関して積極的に意見提起するなど、幅広い視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。 また、監査委員会委員を務め、取締役および執行役の職務執行の状況や取締役会に付議された案件などの適法性・適正性などに関して、その専門的知見を生かし、適宜、質問、意見提起等を行い、監査機能の強化に貢献しております。 さらに、第一線職場の視察や従業員との対話などを通じて得た情報を生かし、適宜、取締役会において有益な提言、意見提起を行うほか、内部統制システムの構築・運用やリスク管理に関して担当部署等と積極的に意見交換を行うなど、経営の健全性確保に貢献しております。

氏 名	主な活動状況
真 鍋 精 志	鉄道事業を中心に、多角的に事業を展開する西日本旅客鉄道(株)において要職を歴任し、社会インフラを担う企業の経営者としての豊富な経験に基づき、従業員や地域社会など多様なステークホルダー目線に立った事業運営やリスクマネジメントのあり方など、幅広い視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。 また、指名委員会委員および報酬委員会委員を務め、指名委員会委員としては、独立社外取締役の後継者選定や取締役指名方針等の見直しなどについて、有益な意見を述べ、持続的な経営体制の強化に貢献しております。報酬委員会委員としては、規律ある業績連動報酬のあり方などについて有益な意見を述べ、持続的な経営体制の強化に貢献しております。 さらに、第一線職場の視察や従業員との対話などを通じて得た情報を生かし、適宜、取締役会において有益な提言、意見提起を行うなど、経営の健全性確保に貢献しております。
田 中 素 子	神戸地方検察庁検事正その他の要職を歴任し、現在は弁護士として活躍しており、法曹としての豊富な経験、さらに、他の会社における社外役員としての経営監督の経験を生かし、役員・従業員のコンプライアンス意識のさらなる向上に資する取組みや、監査機能強化に向けた人財育成のあり方など、幅広い視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。 また、監査委員会委員を務め、取締役および執行役の職務執行の状況や取締役会に付議された案件などの適法性・適正性などに関して、その専門的知見を生かし、適宜、質問、意見提起等を行い、監査機能の強化に貢献しております。 さらに、第一線職場の視察や従業員との対話などを通じて得た情報を生かし、適宜、取締役会において有益な提言、意見提起を行うなど、経営の健全性確保に貢献しております。
園 潔	グローバルに金融サービスに係る事業を展開する三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループにおいて要職を歴任し、経営者として豊富な経験に基づき、持続的成長に資する最適な資本・財務戦略や事業ポートフォリオ管理のあり方、内部監査機能の実効性向上など、幅広い視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。 また、指名委員会委員および監査委員会委員を務め、指名委員会委員としては、独立社外取締役の後継者選定などについて、有益な意見を述べ、持続的な経営体制の強化に貢献しております。監査委員会委員としては、取締役および執行役の職務執行の状況や取締役会に付議された案件などの適法性・適正性などに関して、その専門的知見を生かし、適宜、質問、意見提起等を行い、監査機能の強化に貢献しております。 さらに、第一線職場の視察や従業員との対話などを通じて得た情報を生かし、適宜、取締役会において有益な提言、意見提起を行うなど、経営の健全性確保に貢献しております。

氏 名	主な活動状況
矢 萩 典 代	総合商社における経験を経て、兵庫県三田市広報・交流政策監を務めるなど、地域との共生や、様々なステークホルダーとのコミュニケーションに係る豊富な経験に基づき、ステークホルダー目線に立った広報戦略・情報開示のあり方や、従業員エンゲージメントの向上に資する組織風土改革のあり方など、幅広い視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。 また、報酬委員会委員を務め、規律ある業績連動報酬のあり方などについて有益な意見を述べ、持続的な経営体制の強化に貢献しております。 さらに、第一線職場の視察や従業員との対話などを通じて得た情報を生かし、適宜、取締役会において有益な提言、意見提起を行うなど、経営の健全性確保に貢献しております。

(注) 当社の社外取締役である榊原定征、友野宏、髙松和子、内藤文雄、真鍋精志、田中素子、園潔および矢萩典代の各氏は、取締役会および所属する委員会等において、日頃からコンプライアンスの徹底やガバナンス強化の視点に立った提言を行うとともに、下記の法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行に対し、再発防止に向けた提言のほか、組織風土改革や内部統制強化など一連の改革の達成状況について、取締役会の特別監督として、外部の客観的な視点から、徹底的に議論・検証し、各種施策のさらなる実効性向上に向けた提言を行うなど、その職責を果たしております。

・新電力顧客情報の不適切な取扱いによる電気事業法違反等について

2022年12月、関西電力送配電株式会社が管理していた当社以外の小売電気事業者のお客さまの情報を当社社員が閲覧し活用していたことが判明しました。2023年5月に業務改善計画を経済産業省に提出し、グループ全体で業務改善計画に掲げる諸施策を着実に進めてまいりました。

・特別高圧電力および高圧電力の取引に関する独占禁止法違反について

当社は、2023年3月30日、特別高圧電力および高圧電力の取引に関する公正取引委員会による調査の結果、不当な取引制限を禁止する独占禁止法第3条に違反する行為を行っていたと認定されました。2023年8月に業務改善計画を経済産業省に提出し、グループ全体で業務改善計画に掲げる諸施策を着実に進めてまいりました。

・柱上変圧器における不適切事案について

関西電力送配電株式会社において、過去に柱上変圧器におけるPCBの不適切な取扱いがあったことが判明しました。当社コンプライアンス委員会による調査を実施し、当社は、本年1月に同委員会から調査結果と再発防止策の提言を受けました。

・株式会社KANSOテクノスにおける不適切事案について

株式会社KANSOテクノスにおいて、国等から受託した業務の精算報告に関する不適切な取扱いが判明し、社外弁護士による調査を実施のうえで、当社は、本年4月に調査結果と再発防止策の提言を受けました。

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
固 定 資 産	7,681,631	固 定 負 債	4,843,095
電 気 事 業 固 定 資 産	3,806,046	社 債	1,450,635
水 力 発 電 設 備	301,937	長 期 借 入 金	2,296,339
汽 力 発 電 設 備	235,508	未 払 廃 炉 抛 出 金	487,416
原 子 力 発 電 設 備	1,088,157	債 務 保 証 損 失 引 当 金	1,881
送 電 設 備	790,356	退 職 給 付 に 係 る 負 債	315,322
変 電 設 備	428,450	資 産 除 去 債 務	12,095
配 電 設 備	840,652	繰 延 税 金 負 債	15,908
業 務 設 備	119,434	そ の 他 の 固 定 負 債	263,496
その他の電気事業固定資産	1,550	流 動 負 債	1,680,147
そ の 他 の 固 定 資 産	984,637	1 年以内に期限到来の固定負債	590,914
固 定 資 産 仮 勘 定	592,612	短 期 借 入 金	159,849
建設仮勘定及び除却仮勘定	309,608	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	234,190
原子力廃止関連仮勘定	36,046	未 払 税 金	128,168
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	246,958	そ の 他 の 流 動 負 債	567,025
核 燃 料	465,308	引 当 金	21,959
装 荷 核 燃 料	61,585	渴 水 準 備 引 当 金	21,959
加 工 中 等 核 燃 料	403,723	負 債 合 計	6,545,202
投 資 そ の 他 の 資 産	1,833,026	株 主 資 本	2,762,304
長 期 投 資	737,655	資 本 本 金	630,040
関係会社長期投資	682,469	資 本 剰 余 金	205,089
繰 延 税 金 資 産	277,553	利 益 剰 余 金	1,928,108
そ の 他 の 投 資 等	160,184	自 己 株 式	△ 935
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 24,837	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	303,552
流 動 資 産	1,971,023	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	128,800
現 金 及 び 預 金	942,388	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	49,315
受取手形、売掛金及び契約資産	496,447	為 替 換 算 調 整 勘 定	93,032
棚 卸 資 産	287,421	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	32,403
そ の 他 の 流 動 資 産	248,218	非 支 配 株 主 持 分	41,595
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 3,452	純 資 産 合 計	3,107,452
合 計	9,652,655	合 計	9,652,655

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
営業費用	3,868,234	営業収益	4,337,111
電気事業営業費用	3,044,537	電気事業営業収益	3,371,649
その他事業営業費用	823,697	その他事業営業収益	965,462
営業利益	(468,877)		
営業外費用	54,533	営業外収益	117,343
支払利息	35,038	受取配当金	24,706
その他の営業外費用	19,494	受取利息	8,982
		持分法による投資利益	25,477
		その他の営業外収益	58,175
当期経常費用合計	3,922,767	当期経常収益合計	4,454,454
当期経常利益	531,686		
渴水準備金引当又は取崩し	△ 1,473		
渴水準備引当金取崩し（貸方）	△ 1,473		
		特別利益	61,412
		関係会社株式売却益	61,412
税金等調整前当期純利益	594,572		
法人税等	143,435		
法人所得税等	139,186		
法人税等調整額	4,248		
当期純利益	451,137		
非支配株主に帰属する当期純利益	30,772		
親会社株主に帰属する当期純利益	420,364		

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

関西電力株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石井尚志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 野出唯知
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 奥野孝富

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、関西電力株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、関西電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの2024年度における取締役および執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロおよびホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および執行役ならびに使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査委員会が定めた監査委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、オンラインによる手段も活用しながら、会社の内部監査部門と連携し、内部統制所管部門と情報共有するとともに、重要な会議に出席し、取締役および執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

なお、財務報告に係る内部統制については、執行役等および有限責任監査法人トーマツから、両者の協議の状況ならびに当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視・検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役および執行役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容ならびに取締役および執行役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき重大な事項は認められません。

- (2) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は、相当であると認めます。
- (3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は、相当であると認めます。

2025年5月16日

関西電力株式会社	監査委員会		
監査委員長	友	野	宏
監査委員	内	藤	文雄
監査委員	田	中	素子
監査委員	園		潔
監査委員（常勤）	島	本	恭次
監査委員（常勤）	西	澤	伸浩

(注) 監査委員長友野宏、監査委員内藤文雄、同田中素子、および同園潔は、会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

(× 毛 欄)

(× 毛 欄)

(× 毛 欄)

(× 毛 欄)

